

特別調査第一号

昭和二十一年一月二十六日

了 不在

特別調査主任 總裁 重田忠保

内閣總理大臣 片山 哲 殿

特別調査主任支司總裁 日契約部長会議開催の報告
標記会議を左記の通り開催致したかう之を報告
す。

記

一日時 一月三十一日(木曜)午前十時より

一月三十一日(金曜)午前十時より

二、場所 日本橋兜町三丁目三十九番地

郷組ビル四階会議室

三、出席者 (別表会議要領を参照)

本庁側

總裁 副總裁 監事 庶務部長 調査部長

経理司 契約司 各部長 並 課長

群長 其他 計四十八名

支司側

各司 總務 契約 両部長 及 隨員

計四十一名

四、議事日程

別表会議要領の通り

五、上程事項

1. 本庁側指示並説服

添附別表の通り 各局課長に係る

指示要領に基く

口 支司側報告並要望

若支司總務契約両部長より順次

予言進言、職責、各備等支局開校の進捗
状況は、業務分所には、既に於ける。P.D.の
処理状況等について報告せしむ。更に
本件に對する、若千の要望を加へ、

ハ、本支局間に於ける、質疑応答、
大に、口、指手、離れ、報告、要望に
関する、両者間の、質疑応答、可なり、
總て、授柄に於ては、調達庁、該道の、使命を
授け、特に、職員、の、不祥、事件、並、生、を、報告、
強調、

ホ、其他、ハ、中、一、部、政、本、部、調、達、校、
クリ、ソン、ナ、ン、一、雨、氏、外、一、右、上、部、
各、支、局、と、各、地、中、政、調、達、校、との、間に、
於ける、連絡、状況、等、について、各、支、局、の、報告、

を、徴、する、所、あり、
特別、調、達、校、

以上

特別調達支局總務及契約部會議事項

日時

一月二十二日（水曜）自午前十時至午後四時三十分
〃 二十一日（金曜）自午前十時至午後四時三十分

場所

日本橋區町二丁目二十九番地

總務部 四階會議室

出席者

本廳側 十八人

總裁、三浦監事、庶務部、調整局、經理局及契約局課長以上三十二人

其他說明者、連絡員及速記等十六人

支局側 三十二人

總務部長、契約部長及隨員各一名

氏名別紙の通り

議事日程

出席者氏名

本廳側

總裁

副總裁 (調整局長)

監事

庶務部長

庶務課長

人事課長

會計課長

調整局企画課長

審査課長

連絡課 参事

教養監査課長

經理局長

豫算課長

司計課長

経理課長

契約局長

次長 (工事部長)

工事部工事調査課長

工事八九課長

工事契約課長

商品部長

商品調査課長

商品八九課長

商品契約課長

役務部長

役務調査課長

(役務八九課長)

不動産部長

重田 忠保

中村 豊一

三浦 義男

瀧野 好曉

重野 吉雄

小野 裕

藤崎 勇熊

小沢 武夫

鶴我 七藏

尾上 弘信

川田 二郎

旭藤 八郎

田所 正幸

中平 栄利

横田 広吉

伊藤 藤清

青田 安三郎

櫻井 良雄

村田 健

江崎 太郎

小松 宗大

岡野 洋三

岡野 昌民

岡野 泉

岡野 八

長岡 伊一

清川 馨

高坂 清三郎

尾形 廣三郎

不動産調査課長代理
不動産契約課長

其他説明者及連絡員等

支局制

札幌

總務部長

契約部長

職員二名

仙台

總務部長

契約部長

職員二名

新潟

總務部長

契約部長

職員二名

名古屋

總務部長

契約部長

職員二名

京都

總務部長

契約部長

職員二名

大阪

總務部長

契約部長

職員二名

兵庫

總務部長

契約部長

職員二名

福岡

總務部長

契約部長

職員二名

嶋原勝久

森直太郎
沼田伊勢次

元山信

橋本新太郎

勝春寛吾

寺尾元吉

市岡敏郎

本多重兵

辻村義知

福井経済治

勝北敏夫

額田一雄

梅田邦孝

元山清人

磯原三

北田昌三

支局 總務 契約 部長 會議 次第

一月二十二日(木曜)
全 二十三日(金) 於 郵組四階會議室

一月二十二日(木曜)

- 一、開 會 午前十時
二、接 移 自十時 至十時十分 總裁
本庁側說明

三、庶務部關係說明

自十時十分 至十時三十分 庶務部長

四、調整局關係說明

自十時三十分 至十時五十分 調整局長

五、經理局關係說明

自十時五十分 至十一時十分 經理局長

六、契約局關係說明

自十一時十分 至十一時三十分 契約局長

支局側報告

七、福岡支局關係報告(總務關係、契約關係 天々二十分宛、以下同)

自十一時三十分 至十二時十分 福岡支局 總務 契約 部長

八、畫 食 自十二時十分 至午後一時

九、吳支局關係報告

自一時 至一時四十分 吳支局 總務 契約 部長

一〇、大阪支局關係報告

自一時四十分 至二時三十分 大阪支局 總務 契約 部長

一一、京都支局關係報告

自二時三十分 至三時 京都支局 總務 契約 部長

一二、休 憩 (十分)

自三時 至三時十分

一三、名古屋支局關係報告

自三時十分 至三時五十分 名古屋支局 總務 契約 部長

一四、横浜支局關係報告

自三時五十分 至四時一十分 横浜支局 總務 契約 部長

二月二十三日（金曜）

支局側報告（續）

五、仙台支局関係報告

自午前十時 至十時四十分

仙台支局 総務部長
契約

六、札幌支局関係報告

自十時四十分 至十一時二十分

札幌支局 総務部長
契約

本片側補足説明

七、庶務部関係

自十時三十分 至十時四十分

人事課 長 外

八、調整局関係

自十一時四十分 至十二時

企画課 長 外

九、食 自十二時 至十二時一十分

十、経理局関係

自一時 至一時二十分

予算課 長 外

十一、工事部関係

自一時二十分 至一時四十分

工事部 長

十二、需品部関係

自一時四十分 至二時

需品部 長

十三、役務部関係

自二時 至二時二十分

役務部 長

十四、不動産部関係

自二時二十分 至二時四十分

不動産部 長

十五、休 憩（二十分）

自二時四十分 至三時

十六、質疑 応 答

自三時 至四時二十分

十七、開 会 検 校

自四時三十分 至四時三十分

副 裁

以 上

特別調達支局
總務部長會議
昭和三十三年三月三十一日開催

會議資料

昭和三十三年三月三十一日
特別調達支局
內閣總理大臣
特別調達支局
總務部長會議
昭和三十三年三月三十一日開催
報告

特別調達支局

地方支局総務部長會議指示事項

庶務部會計課

項目

一、支局廳舎の件

二、支局豫算の件

三、超過勤務手当の豫算要求の件

四、臨時手当年末一時手当支給の件

五、源泉徴収所得税額の調整の件

六、給共支給各帳源泉徴収所得税各帳及超過勤務整理簿の件

七、會計経理諸報告書提出方嚴守の件

一、支局廳舎の件

支局廳舎は概ね左記方針により設けられたい。

一、既設建物にして改修を加へることなく賃借し得るものにつき選定する。
を適當とする。

二、既設建物が国有財産なる場合は小額の改修費を認められる見込なるも
会社又は個人の建物に改修を加へるときは豫算承認の見通しが困難で
ある。

三、支局廳舎に關する費用の要求に關しては十二月二十四日庶務第七九号
により訓書並びに關係設計意図面各十部を提出せられたい。

二、支局豫算の件

四、十二月一日通牒各支局豫算編成資料提出方の件は現在左記の通り未提
出又は提出せるも内容不備のため返戻再提出方要求中であるが本廳に
おける豫算編成上支障を来してゐるから右の向は至急提出せられたい。

超過勤務手当 豫算要求書
支局名

科目	区合	昭和二十二年 十一月分実績	昭和二十三年 一月至三月分実績	計	備考
超過勤務手当					
時間外手当					別紙
深夜手当					(1)
日直手当					(2)
夜直手当					(3)
計					

前記の通り

超過勤務算出基礎

- (1) 時間外手当
(2) 深夜手当
(3) 日直手当
(4) 夜直手当
- 各別紙とすること

職階 級別	区合	十一月分実績		一月至三月分実績		計	
		時間数	金額	時間数	金額	時間数	金額
階級	人員数						

未提出支局

内容不備のため返戻中のもの

追而豫算編成資料は十二月一日特発第四七号の三により内容整備せよとのを提出せられたい。

三、超過勤務手当の豫算要求の件

昭和二十二年法律第六十七号（労働基準法の施行に伴ふ政府職員に対する給與の應急措置に関する法律）に基く超過勤務手当の豫算は実績を基準とし別紙形式に依り至急提出せられたい。

横濱 吳 福岡

札幌 大阪

四臨時手当年末一時手当支給の件

本廳實支系に係る職員に対する諸手当の支給については去年十二月二十日付大藏省管理局より総裁院別紙の通り通牒の次第もあり特に左記事項に留意せられ萬遺憾なきを期せられたい。

記

の年末一時手当の支給について

一、交易官國より転職し本廳職員となつた者の十二月一日現在において現に受ける給與額の計算は實際受けた金額の平均九五％とした額によふこととし更に右の給與額を基準として在職月数に別表一乗率を乗じて得た額より一ヶ月平均二五の圍を控除して支給するものとす。

二、採用後の在職期間の計算については本廳職員となるために國地方公共団体又は交易官國等の職員と轉職した者へ轉職の際に退職手当又はこれに相當するものの給付を受けたる者を除く。については、本方職員に採用せられた日とは國地方公共団体又は交易官國の職員とは

つた日をいふものとする。

但し交易官國出身者で本年二月十九日以前から引續き交易官國職員であつた者については本年二月二十日の採用せられたものとして計算すること。

(2) 右支給基準に依らずして既に支給した者については速かに更正せられたい。

の豫算上の措置

既配賦令連豫算(人件費)より一時流用処理して支給し各手当毎に實際支拂予算を要求せられたい。

但し年末一時手当のものについては算出の基礎を添付せられたい。

(4) 北海道に在勤する本方職員に対する越冬燃料購入費補給一時手当については前項に準じ処理せられたい。

五源泉徴収所得税額の調整の件

所得税法の改正に伴ふ源泉徴収所得税額の調整については左記によるの
外支局周知の實體に鑑み所轄税務署。志分協議の上処理せられたい。

記

1) 前職者については前職支給先より源泉徴収票を提出せしめ所得総額及
びこれに対する税額を調査し本方に於て支給したる分とこれを
合算して所得総額を算出し改正税率表を適用して、これが税額を計算し
て調整すること。

但し前職支給先より源泉徴収票の提出著しく遅延し期限内調整困難と
認むる者については本人より申告書を徴する等の方法により適当処理
すること。

2) 前職なく新規採用の者に対しては本方支給所得額により調整すること。
3) 以上の計算により二十二年中の所得総額三萬圓以上の者については別
途源泉徴収票を所轄税務署に提出すること。

4) 税額の調整は原則として今後支給せらるべきの、ハヶ月分においてこれ
を實施すること。

但し既納付分より還付を受ける者に対しては今後徴収せらるべき相当
税額に充當の処理をすること。

大給共支給台帳源泉徴収所得税台帳並超過勤務整理簿の件

超過勤務手当に対する所得税の源泉徴収取扱はその月々支給するべき給
興の総額に右手当を加算し計算されるのと同様にしてこれに要する給共支給
台帳源泉徴収所得税台帳及び超過勤務整理簿は本方に於て調整各支
局に送付する

尚北海道に在勤する職員に対する越冬燃料補給一時手当も右給共と合算
し所得税の課税対象とする

七、會計経理諸報告書提出方厳守の件

表に支局長会議において指示したる會計諸報告書提出については各局共
一回も提出なく會計事務処理上支障を来し居るにつき爾今諸報告は期限
を厳守せられたい。

總務部長會議指示事項

(經理課)

一、法律第一七一号施行に關する件

法律第一七一号「政府に對する不正手段による支払請求の防止等」に關する件は、去る十二月十二日公布され、十三日より施行されるから、これに伴う契約、經理等について體感のないようにせられたい。

二、第八軍司令部指令「P.D.引請業者に對する支拂に關する件」に關する件は、去る十二月中旬、米第八軍司令部より、P.D.關係の引請業者に對する支拂は、P.R.を必要とし、且つ支拂済後は *Payment Date* を以て第八軍調達事務所に報告をすかうになつたから、關係方面に充分周知方を御願います。

三、政府支拂について

一月十六日省令第三号を以て「國又は都道府縣其の他地方公共団体支拂等規則」が廢止され、金額自由支拂となつたから御含み置き願ひたい。

なお、今後支出官設定に伴い、經理事務支出事務については、關係法規を研究し、不當支出の固より、法令違反の措置をなさねば充分指導監督を圖られたい。

支局部長会議指示事項

(昭三三、一、二二)
経理局予算課関係

一、支局支出官内申の件

昭和二十三年一月三十一日附特調庶発九号「地方庁委任業務に関する件」通牒の趣旨及昭和二十三年十二月三十日附合中八九号「終戦處理費の所管替について」終連總裁發各地方終連局長宛「通牒の趣旨により業務の移管等」の件は自己の契約にかゝる予算の編成、要求及支拂について支局機構及人員の整備に伴ひ早急に支出官を任命致したいから

適格者を選定し履歷書(三通)を附し内申されたい。

二、支局予算の編成、要求及令達

予算の編成、要求及令達については局長に又局長会議の際概要を説明して置いたから参照願ひたい。

移管を受ける業務については契約は包括承継の形をとる

関係上この予算については従前の支出官より実績、契約書、請達要求書字等を譲受け、迅速に編成し要求書を提出し支拂に支障のない様心懸けられたい。
(本件別途経理課長に指示することとする)

昭和二十三年十二月三十日
合第八九〇號

終連總裁

北海道横須賀京都
九州熊本各事務局長
立川出張所長

終戦処理費の所管替について

今般特別調達庁が特調法に規定された業務を監督する責任を有する政府部局であることが政府に確認されたので従来当局所管事項であつた終戦処理費の關係業務は昭和二十三年一月以降一切を特庁に移管することになつたが左に於て処理されたい

一、當局の委任支出官の業務は一月中に止める見込であり貴局關係委任支出官業務の移管も右に準じ取計い度に付豫め御諒承ありたい

二、終戦処理費の豫算要求は凡て特庁に終理局經由大蔵省に提出する

三、經費の支拂に關する質疑事項は凡て特庁終理局と協議する

四、接收、返還、補償、国有財産等凡ての業務は凡て特庁と協議する

五、大蔵省に提出する定期報告書類は凡て特庁經由提出する

○ 工事部主管

件

- 一 連合軍設営工事入札後、各省送定方針
二 連合軍設営工事新式武器施工能力暨定要領
三 連合軍設営工事施工材料判定基準
四 地方支局管内連合軍設営工事入札後、各省送定事務処理要領
五 連合軍設営工事の業者選定及び入札決定要領
六 連合軍設営工事入札後、各省送定方針
七 連合軍設営工事新式武器施工能力暨定要領

（一） 西 新 主 義

需三契約の手続と、
兼態請登表提出に因り

發勢部三

- 後務要酌定酒及以後務經查定後
納入代付及少數送用包前役
占領軍直轄之場、
出によつて諸債利、
場合

不動座部主經

- 一 不動產接收業務要領
二 接收不動產債權債務的要領
三 不動產接收事務引渡要領
四 不動產の接收並に之に關する營業執行指圖

昭和二十三年一月

特別調査課

契約局長

伊藤

清

殿

地方支局管内連合軍設営工事入札指名者
選定事務処理要領に関する件

連合軍設営工事の入札は指名競争入札の方法に依ることを原則とするもので、各種設営工事の入札指名者の選定は極めて厳正公平に行はれ、苟も設営工事施工担当の資格ある請負業者についてはその施工能力、信用程度その他に依りて常に入札指名の機会に均霑させることが必要である。之に鑑み本庁に於ては既に十二月十八日理事会に於て、(一)連合軍設営工

事入札指名者選定方針、(一)連合軍政管工事請負業者施工能力査定要領、
(二)連合軍政管工事施工請負業者資格判定基準を夫々別紙一、二及び三の
通り決定せられ入札指名者選定事務取扱の大綱を示した次第であるが、
各地方支局管内の政管工事入札指名者選定に因し右の方針、要領及び基
準に基づく事務処理要領を今綴別紙四の通り決定せられたから、爾今
入札指名者選定事務の取扱に因しては本要領に依りた記の通り関係府縣
知事との緊密な連絡の下に遺漏ないやう処理せられ度
右命に依り通牒する。

記

一 本要領に依る(A)請負業者の調査及び(B)資格の判定は凡て支局長の所
掌とすること。

二 本要領(B)の七に依る請負業者名表は各支局に於て作成したものを当
該支局所在地府縣以外各府縣知事に 郵提出すること
三 本要領(C)入札指名者の選定に關しは各支局所在地府縣管
内の政管工事については当該支局長の所掌とし、それ以外各府縣管内
のものは当該府縣知事の所掌とし、此の場合当該府縣知事の所掌に因
しては(一)の三の政管に示された支局長から本庁への内議に準ずる手続
は之を必要としないこと。

添付書類

- 一 連合軍政管工事入札指名者選定方針
- 二 連合軍政管工事請負業者施工能力査定要領

三 運合軍施設工事施工請負業者資格判定基準
四 地方支局管内運合軍施設工事入札指名者選定事務処理要領

連合軍設備工事入札指名者選定方針

(A) 請負業者の調査

- 一、請負業者（土木建築工事、電気工事、管工事、造園工事、装飾工事及び機械工事の各請負業者）から毎年一回資格調査書類を提出させる。
- 資格調査書類は「総合調査票」と主として「工事経歴書」、「技術者名簿」及び「納税証明書」を添付させる。土木建築請負業者の場合には特に「下請工事業者調査書」を添付させる。

- 二、「総合調査票」に基づき請負業者の施工能力を別に定むる基準により各個別に調査票を「施工能力調査票」と作成する。

- 三、④により連合軍設備工事施工の資格ありものと認められた請負業者から毎月十日以前「前月末現在手持工事調査書」を提出させ、手持工事へ調査を行う。

四、促進局一級促進部審査課から「工事成績報告書」の送付を受け、請負業者の成績を調査する。

(B) 資格の判定

一、各請負業者に付施工能力調査票に基づき別に定める基準により連合軍設官工事施工資格の有無を審査する。

二、資格ありものと認められた請負業者については各工事別且つ府縣別に府縣別施工能力により土木建築請負業者の場合にはA、B、C、D、Eの五階級に、その他の請負業者の場合にはA、B、Cの三階級に分類する。

三、有資格請負業者の工事別・能力別・府縣別名簿を作成する。

四、資格調査書類の記入事項に虚偽又は重大な錯誤があつた請負業者は之を失格とせらる。

五、工事成績の不良、契約條項への不誠実その他の理由により失格を適当と認められたものについては促進局一級促進部審査課から失格決定の通知を受け、之を整理する。

(C) 入札指名者の選定

一、五百万円以上の工事について入札指名者の数を一〇名乃至二〇名程度とし、五百万円未満の工事については五名乃至一五名程度とする。

二、工事の予定価格（官給資料価格を含む）により入札指名者を選出する主要な等級を次のように定める。

土木建築類	三、〇〇〇万円以上の工事	A 級
合工事の場合	一、〇〇〇万円、……、	B 級
	五〇〇万円、……、	C 級

その他の 場合				
	一〇〇万円以上の工事	一〇〇万円未満の工事	三〇万円以上の工事	三〇万円未満の工事
	E級	D級	A級	B級
			C級	

三、入札指名者数の六〇％程度を二、に定むる主要な等級から選出し、残余の四〇％程度をその前後の等級から選出す。

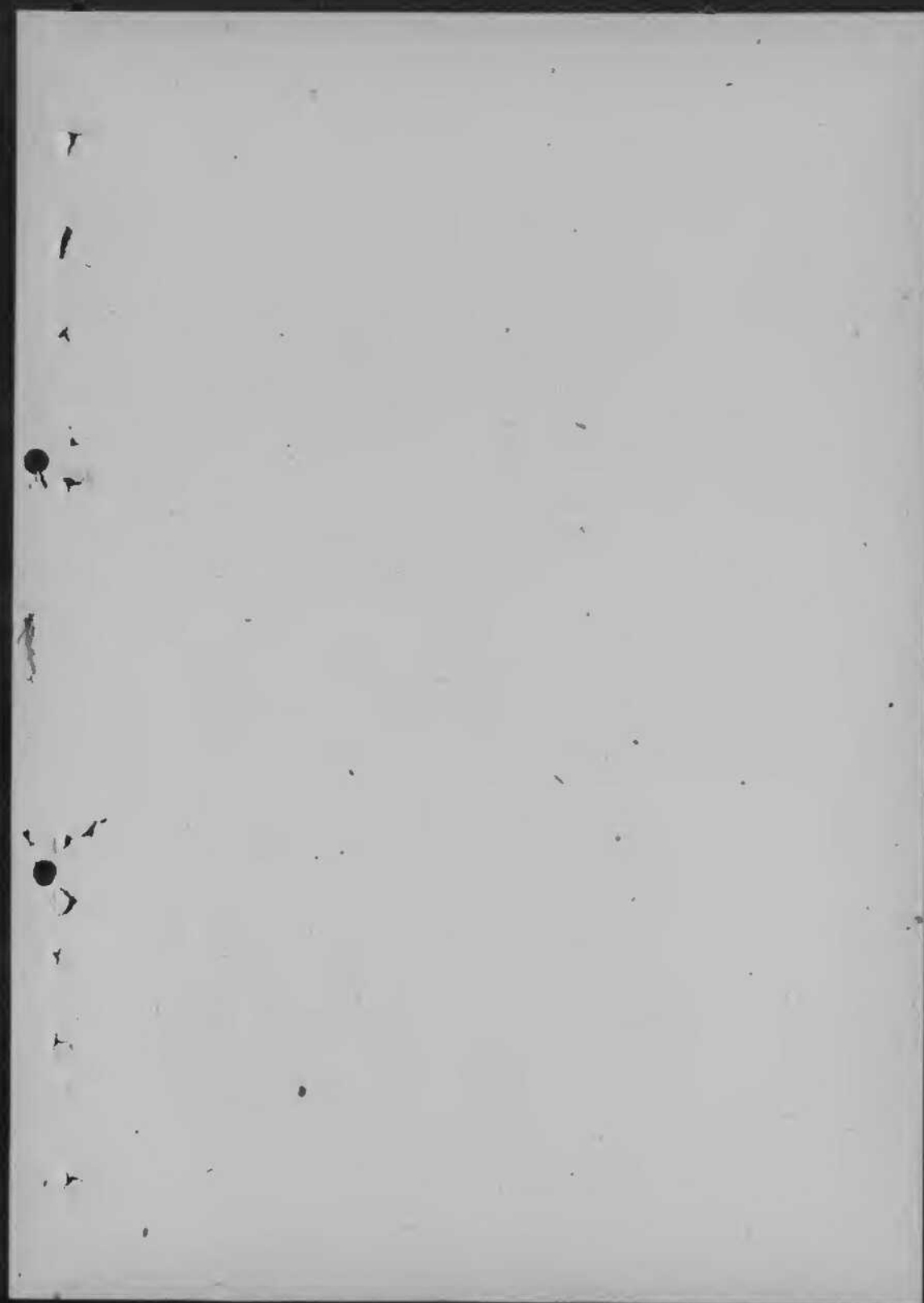
四、各等級から業者を選出するには

- 一、工事場所在府縣に於ける地盤
- 二、在来工事の成績
- 三、手持工事関係
- 四、信用程度

の如何により最も適当な者を優先的に選定し、残余は各府縣毎に作成された能力別名簿の順によりて選定する。此の場合 A 及び B 級業者について既に指名された工事の予定価格の累計額の低い者から選出するに考慮する。

五、特に緊急を要する工事、特に大規模な工事、特別の技術を必要とする工事、その他特別の事由ある場合には、前各号に依らず特に適格者を選定することが出る。

又、施工能力と比較して手持工事量の過大な者を就いては、その指名を保留することが出る。



増込資本金額、積立金及び繰越金の和（資金の大きさを示す）

土木、建築別の年間施工実績額（実力の現状を示す）

支店及び出張所の数（営業地域の広さを示す）

営業の年数（経歴の古さを示す）

直接雇傭労働者実数（作業組織の堅実性を示す）

工場常備動力馬力数（保有工場の能力を示す）

職員数（職員特に技術陣の整備状況を示す）

所有機械数（工事機械の程度を示す）

の八要素へ之を「施工能力査定要素」と云ふ）につき、その重要度を勘案して能力

点数を配分し、その合計点数を以てその業者の「施工能力点数」とするものであり。

尚實際にはこのようにして機械的に計算される能力点数の他に

傳統の力、信用の程度、発展の速度、役員の評判

等相象的要素をも併せ考へることが必要であり。

(3) 能力点数の計算

均齊のとれた業者の施工能力査定要素の重要度を大體

増込資本金額、積立金及び繰越金の和 二〇%

年間施工実績額 二五%

職員数 二五%

機械数 二五%

その他の要素 三%

のように仮定し、能力点数の計算は別表のように行う。機械については公定価格及び利用率を勘案し、又職員については学歴及び経験により重要度を變化して点数を計算する。

但し施工実績額については均齊の變動により計算の單位を修正する必要がある。

(4) すべての上記について計算合計した数字を、全国綜合施工能力点数とする。

(5) 耐火建築工事、不燃建築工事、特殊土木工事及び一般土木工事に、いはばそれ

おれ必要の要素についてのみ計算し、合計した数字をそれぞれ「耐火建築施工能力点数」、「木造建築施工能力点数」、「特殊土木施工能力点数」及び「一般土木施工能力点数」とする。

ハ 全国総合施工能力点数（ア）を各請負業者が甲告させた府県別施工能力比

（Ｂ）に基づき左の算式により、府県別総合施工能力点数（イ）を算出する。

$$\text{（イ）} = \frac{\text{（ア）} \times \text{（Ｂ）}}{\text{（ロ）}}$$

二、土木建築業者以外の各種請負業者施工能力査定要領

土木建築業者以外の電気工事業者、管工事業者、機械工事業者、造園工事業者及び室内装飾工事業者の施工能力は土木建築業者施工能力査定要領に準じ、又々の業種の特殊性と勘案して之を査定する。

連合軍設置工事施工請負業者の資格判定基準

請負業者の資格の有無に因しては左記各号の基準により之を判定する。但し(一)、(二)及び

(四)は必要條件とし(三)、(五)及び(六)はその内何れか一つが充足されることを要する。

(一) 施工能力点数 真以上

(二) 資本金(公稱) 万円以上

(三) 前年度納税額直轄国税 万円以上

(四) 専門学校卒業以上(又之に相当する)の技術者 名以上

(五) 左記保有機番 台以上

○	○	○
×	×	×
△	△	△
※	※	※

事業経歴

備考

本系各事項に關する其体的の数字的綱目并綜合調査の結果を後記のと
す。

地方支局管内連合軍設営工事入札指名者選定事務処理要領

A 請負業者の調査

一、管轄地域内の連合軍設営工事に入札指名を希望する請負業者（土木建築工事、電気工事、管工事、機械工事、造園工事及び室内装飾工事の各請負業者）に関しては毎年二回その資格についての総合調査を行うものとし、第一回調査は毎年十二月三十一日現在を以て（一）総合調査票、（二）連合軍設営関係主要工事一覧表、（三）連合軍設営関係以外の主要工事一覧表、（四）技術者調査（室内装飾業者には不要）、（五）下請工事業者調査（土木建築業者のみ）からなる資格調査書類を翌年一月三十一日迄に提出させる。第二回調査は毎年六月三十日現在を以て総合調査票のみによって之を行うものとし、七月三十一日迄

に之を提出させるが、^{同業、建築事項}施工事書類のみは毎々十二月三十一日現在を以て調査するから、此の場合には空欄の欄とする。又第二回調査に於て十二月三十一日現在の綜合調査表記載事項に何等変更の無い場合は、ただ綜合調査表記入事項無変更確認届のみを七月三十一日迄に提出させれば十分である。

右資格調査書類の提出方に因しては、連合可設営工事入札指名希望業者名簿報告を提出した各請負業者に対し十二月三十一日附特調底案第二十一号を以て直接本庁から通知した。と十二月三十一日附特契発第一号を以て各支局長宛通知した通りである。

二 請負業者から提出せられた資格調査書類を検討し内容不備のものは之を業者に返戻して訂正させた上、之 府縣別に整理する。

三 資格調査書類の内容に因しては六月三十日現在を以て行はれる第一回調査の綜合調査表及び(1)業者の名称、(2)代表者の氏名、(3)企業の組織、(4)資本金、(5)本店の所在地、(6)支店出張所、所在地、(7)電話番号の変更について提出される綜合調査表記入事項変更届に依つて述べた之を訂正すると共に、促進部と協力して常にその正確を期する。

四 資格調査書類の記載内容に虚偽又は重大な錯誤のあった場合は本廳工事調査課にその旨具申する。

五 新規の請負業者又は本庁に未だ連合軍設営工事入札氏名希望業者名簿報告を提出してゐない請負業者に対しては、隨時之を本庁に提出せしめた後、本庁から当該請負業者に対して資格調査書類を提出

力を通知する。之に依り新規に請負業者から提出せられた資格調査書類は随時之を交付して、二乃至四に依り整理する。

六、本廳工事調査課から請負業者の業態、資格調査書類の内容その他資格に關して調査を依頼した場合は一掃早く調査の上報告する。

七、土木建築業者については本庁工事調査課に於て綜合調査票に基き各請負業者毎に計算した全國綜合施工能力実数（綜合、木造建築、耐火建築、特種土木、一般土木の五種類）の施工能力実数）を各支局に通知するから、各支局に於てはそれ 依つて綜合調査票の府縣別施工能力比に基き各請負業者の管下各府縣別施工能力実数（綜合、木造建築、耐火建築、特種土木、一般土木の五種類）を計算算出する。

土木建築以外の請負業者については本庁工事調査課に於て綜合施工能力実数を計算して各支局に通知するから、各支局に於てはそれに基づき綜合調査票の各支局別施工実績に依り各請負業者の管下各府縣別施工能力実数を計算算出する。

右各請負業者の管下各府縣別施工能力実数は直に之を本庁工事調査課に報告する。

(B) 資格の判定

一、(A)の七に依り本庁工事調査課から施工能力実数を各支局に通知した請負業者は之を綜合建設工事施工有資格業者とし、別に定める基準によつて各府縣別にその級別を決定して之を本庁工事調査課に報告する。此の級別も種類及び級別決定に必要な基準は之、之を

指示する。

二、連合軍建設工事施工の資格が無いものとして判定せられた請負業者について、本庁工事調査課から無資格通知書を以てその旨を通知し、当該請負業者に通知する。

三、無資格と判定せられた請負業者からの上訴文書は当該業者から直接本庁工事調査課に提出せられるが、右上訴業者は、特に本庁工事調査課から各支局に対して資格判定意見上申書類を以て意見を求めた場合には、資格判定意見上申書類を作成して本庁工事調査課に之を提出する。

四、上訴業者に関しては本庁再検委員会、之を審査し資格の有無を判定の上、資格判定通知書を以て本庁工事調査課からその旨支局及び

当該業者に通知する。

五、施工有資格者でその後の工事成績等により失格した請負業者については失格通知書を以て本庁工事調査課からその旨支局及び当該業者に通知する。

六、失格業者からの文書に依る上訴は当該業者から直接本庁工事調査課に提出せ、再検委員会に於て審判の結果、失格取消を決定せられた者については失格判定取消通知書を以てその旨支局及び当該業者に通知する。

七、管下各支局別請負業者名簿（様式は別途指示する）を作成し、本庁工事調査課に提出する。

(C) 入札指名者の選定

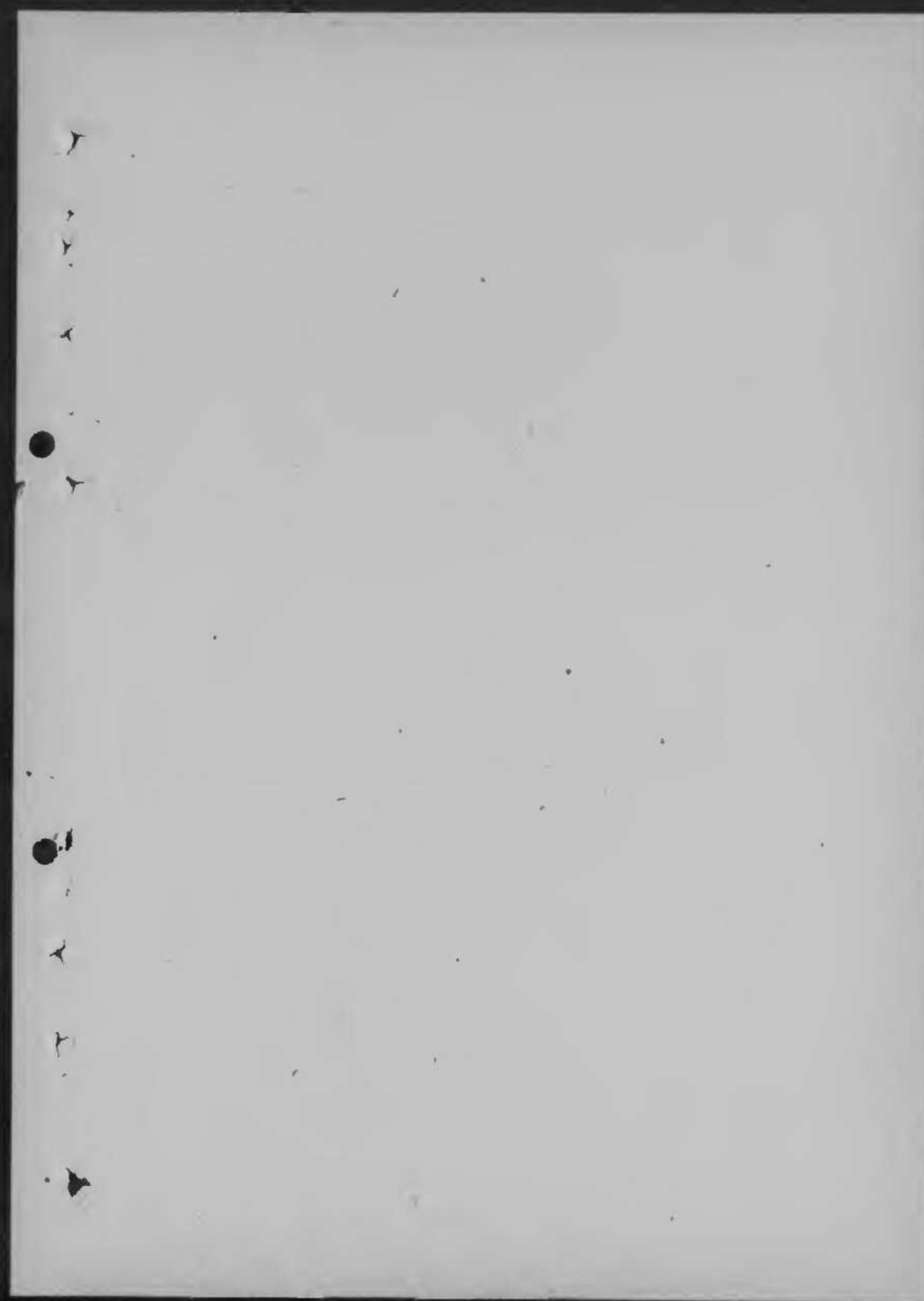
一 工事費（資材を含めた）一件工事費を云う、以下同じ）五百萬圓以上の工事の場合には連合軍管区工部局、或は各連合軍管区に依り最も適當の請負業者を選定し、之を工部局に入札名義の請負業者として、様式別紙の通り）に選定理由、入札施行要定日、工期、工事概要その他必要事項と共に記入し、本庁工部局入札課経由で、同工部局入札課に提出する。

二 支局は本庁工部局入札課に於て右調査を調査した上で作成した入札指名指図書を工部局入札課経由で受取り、その内容についてM、G、P様式66号を以て受領官の承認を得る。

三 工事費五百萬圓以下の工事の場合には支局に於て請負業者を指名し、同じくM、G、P様式66号を以て受領官の承認を得るが、当

分の間は一及び二に依り本庁に内議する。

四 (A)及び(B)に依りて請負業者の資格及び級別が正式に決定せられれば、当分の間往來各府縣で使用して来た業者名簿、調査書類及び資格表等を利用して差支ない。



指名競争入札の心得書

第一條 指名競争入札の心得書は、入札の申込みを提出する者（以下「入札者」といふ）が、入札の申込みを提出するに当たって、必ず遵守しなければならない事項を定めることとする。

第二條 入札者は、入札の申込みを提出するに当たって、必ず入札の申込みの書面に、入札の申込みの金額、入札の申込みの期限、入札の申込みの条件等を記載しなければならない。

第三條 入札者は、入札の申込みを提出するに当たって、必ず入札の申込みの書面に、入札の申込みの金額、入札の申込みの期限、入札の申込みの条件等を記載しなければならない。

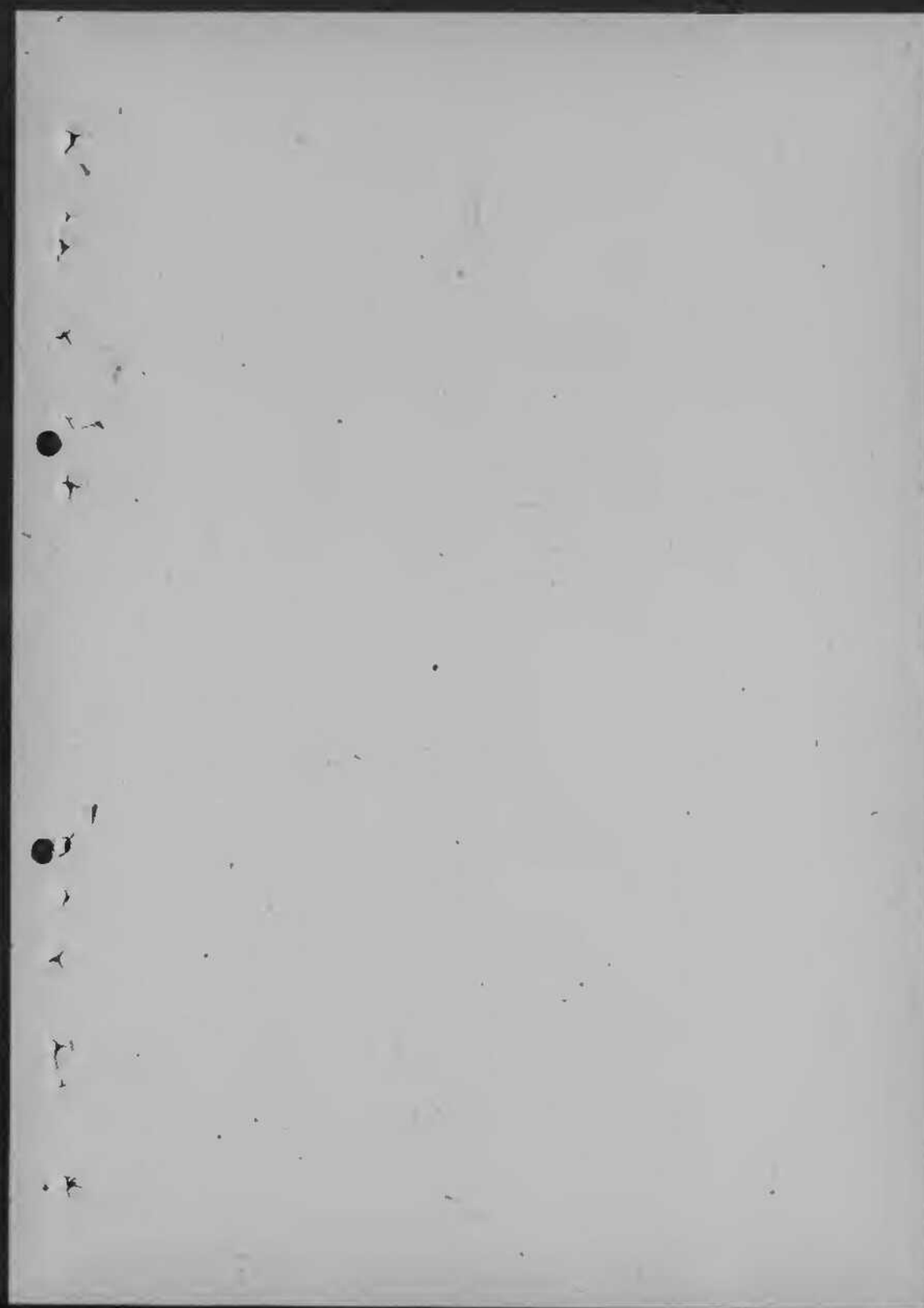
礼部

武松

念彌。可定。一。二。三。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。十九。二十。二十一。二十二。二十三。二十四。二十五。二十六。二十七。二十八。二十九。三十。三十一。三十二。三十三。三十四。三十五。三十六。三十七。三十八。三十九。四十。四十一。四十二。四十三。四十四。四十五。四十六。四十七。四十八。四十九。五十。五十一。五十二。五十三。五十四。五十五。五十六。五十七。五十八。五十九。六十。六十一。六十二。六十三。六十四。六十五。六十六。六十七。六十八。六十九。七十。七十一。七十二。七十三。七十四。七十五。七十六。七十七。七十八。七十九。八十。八十一。八十二。八十三。八十四。八十五。八十六。八十七。八十八。八十九。九十。九十一。九十二。九十三。九十四。九十五。九十六。九十七。九十八。九十九。一百。

命

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。



連合軍の戦費と軍への契約要綱

一 連合軍の戦費は、その原資は、日本銀行の戦費に充てられ、指名競争に
おきより、得た金は、陸軍省の戦費に充てられ、指名競争に

一 指名競争は、その原資は、日本銀行の戦費に充てられ、指名競争に
おきより、得た金は、陸軍省の戦費に充てられ、指名競争に

一 指名競争は、その原資は、日本銀行の戦費に充てられ、指名競争に
おきより、得た金は、陸軍省の戦費に充てられ、指名競争に

一 入札者の選定

一 特別調達委員会が、その原資は、日本銀行の戦費に充てられ、指名競争に
おきより、得た金は、陸軍省の戦費に充てられ、指名競争に

一 特別調達委員会が、その原資は、日本銀行の戦費に充てられ、指名競争に
おきより、得た金は、陸軍省の戦費に充てられ、指名競争に

一 契約の締結

一 特別調達委員会が、その原資は、日本銀行の戦費に充てられ、指名競争に
おきより、得た金は、陸軍省の戦費に充てられ、指名競争に

天
地
人

入花

三

15

行司の建物は、良き所、

史記

卷之五

別一序 樊榭書之序

美新區民社
西鎮地區
(一) 陳家莊
燒土窯
(二) 十壽殿

天下
小
聚
蘇
長
寧
の
地
城
と
い
ふ
方
に
事
契
合
を
認
識
し
交
往
長

38

は地方地区、重要地区以外、道の行路の地域をいう。又々々、重要地区、
低の工事契約を締結する。但し、然るは、低の工事あるときは、
地方地区の工事契約を、契約局長として締結せしめることとする。

楚凡國三四次内一平め期限を定めて場をばせ。期限内

幸獲內交，朕配書，料悉及。三事之要，取之五事，請爾兼看。六曰：後世。

しよこを以て、劉蕡又、友信、長を承源を受けし、嫡合、結、三、

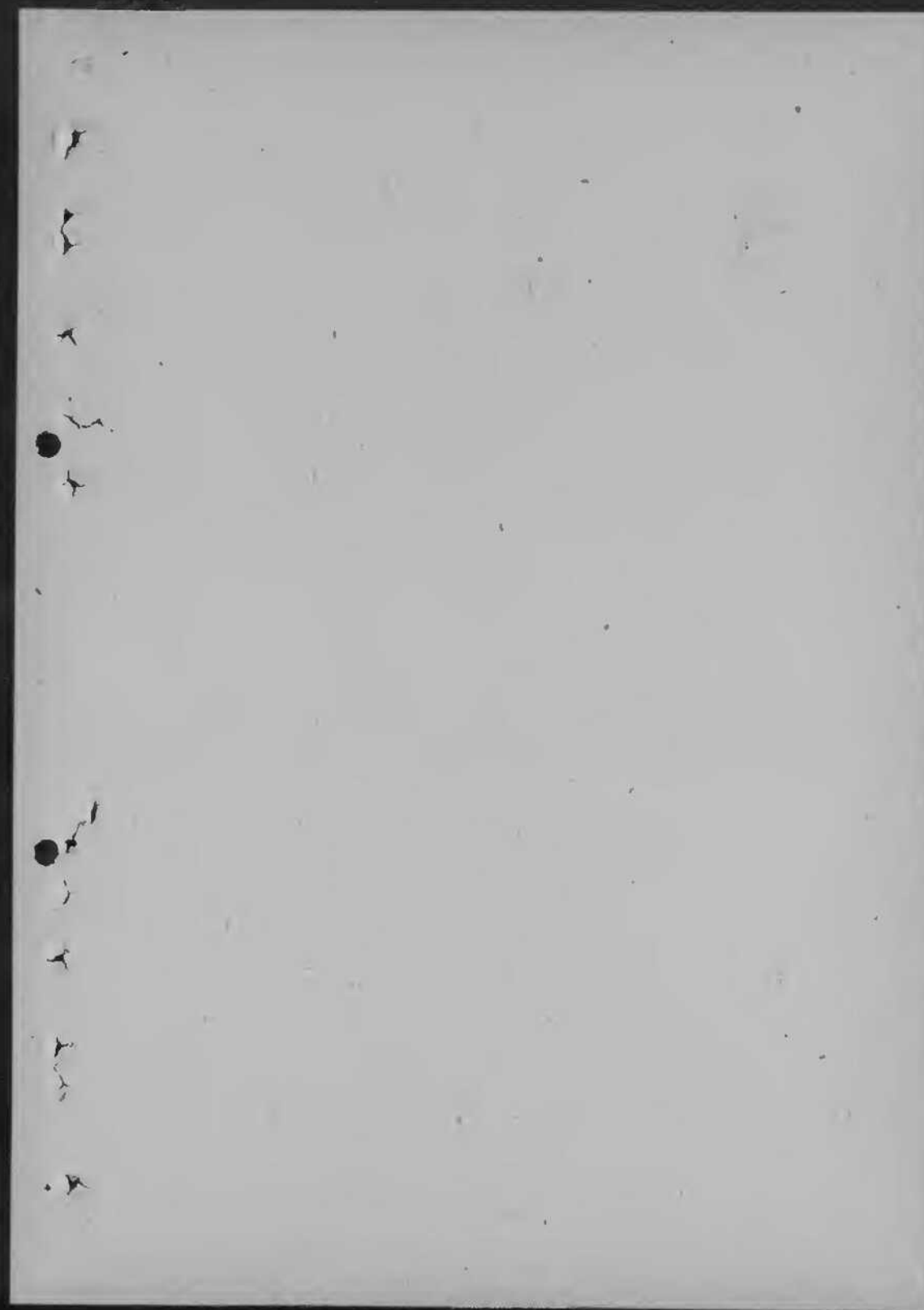
卷之六

卷之八

文二
卷二

生時最難者は生まることす。又また大節たいせつ分ぶんることす。色いろとちちぢとす。愛あいとめとす。久ひさとくとす。

但し、然る又、夫の承忍を解たす爲め



一、建設費の算入に關する規定

一、建設費の算入に關する規定は、建設費の算入に關する規定に依る。

二、建設費の算入に關する規定は、建設費の算入に關する規定に依る。

三、建設費の算入に關する規定は、建設費の算入に關する規定に依る。

四、建設費の算入に關する規定は、建設費の算入に關する規定に依る。

二、入札者の規定

一、入札者の規定は、入札者の規定に依る。

二、入札者の規定は、入札者の規定に依る。

三、入札者の規定は、入札者の規定に依る。

三、補正の規定

一、補正の規定は、補正の規定に依る。

二、補正の規定は、補正の規定に依る。

一、事務の整理

二、事務の整理

三、事務の整理

四、事務の整理

五、事務の整理

六、事務の整理

七、事務の整理

八、事務の整理

一、事務の整理

二、事務の整理

三、事務の整理

四、事務の整理

五、事務の整理

六、事務の整理

七、事務の整理

八、事務の整理

二 款項によつて工費費の二割又は五百万円以上の異動を生ずる場合
に支拂又は納税を行ふことなすれば否のなる。但し総工事費四割以下
の工費に於ては納税を要せず。但し総工事費四割以下の工費に於ては納税を要せず。

一、不交配。第二、不交配。第三、不交配。第四、不交配。第五、不交配。第六、不交配。第七、不交配。第八、不交配。第九、不交配。第十、不交配。第十一、不交配。第十二、不交配。第十三、不交配。第十四、不交配。第十五、不交配。第十六、不交配。第十七、不交配。第十八、不交配。第十九、不交配。第二十、不交配。第二十一、不交配。第二十二、不交配。第二十三、不交配。第二十四、不交配。第二十五、不交配。第二十六、不交配。第二十七、不交配。第二十八、不交配。第二十九、不交配。第三十、不交配。第三十一、不交配。第三十二、不交配。第三十三、不交配。第三十四、不交配。第三十五、不交配。第三十六、不交配。第三十七、不交配。第三十八、不交配。第三十九、不交配。第四十、不交配。第四十一、不交配。第四十二、不交配。第四十三、不交配。第四十四、不交配。第四十五、不交配。第四十六、不交配。第四十七、不交配。第四十八、不交配。第四十九、不交配。第五十、不交配。第五十一、不交配。第五十二、不交配。第五十三、不交配。第五十四、不交配。第五十五、不交配。第五十六、不交配。第五十七、不交配。第五十八、不交配。第五十九、不交配。第六十、不交配。第六十一、不交配。第六十二、不交配。第六十三、不交配。第六十四、不交配。第六十五、不交配。第六十六、不交配。第六十七、不交配。第六十八、不交配。第六十九、不交配。第七十、不交配。第七十一、不交配。第七十二、不交配。第七十三、不交配。第七十四、不交配。第七十五、不交配。第七十六、不交配。第七十七、不交配。第七十八、不交配。第七十九、不交配。第八十、不交配。第八十一、不交配。第八十二、不交配。第八十三、不交配。第八十四、不交配。第八十五、不交配。第八十六、不交配。第八十七、不交配。第八十八、不交配。第八十九、不交配。第九十、不交配。第九十一、不交配。第九十二、不交配。第九十三、不交配。第九十四、不交配。第九十五、不交配。第九十六、不交配。第九十七、不交配。第九十八、不交配。第九十九、不交配。第一百、不交配。

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

卷之六

契約下、諸君
 以、我、國、主、權、を、保、護、す、る、に、
 書、き、し、た、る、を、
 ！

吳新書

二、聖人、武王、前、

可舟天

45

會計令臨時條例第五條第一項

する場合は次に示す

+

卷之五

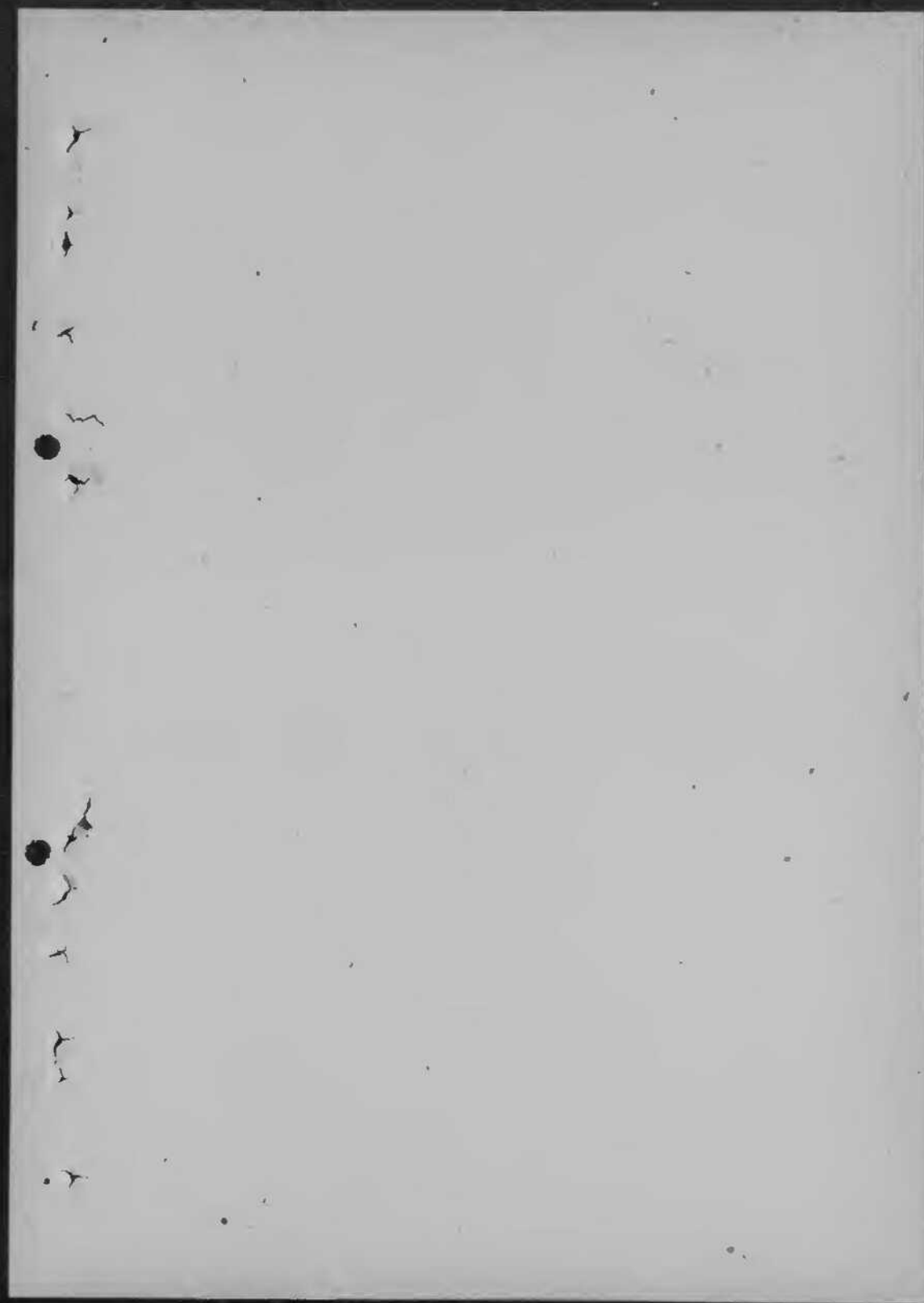
100

10-11-12

10

三

五



収入印
紙貼用
工事請負契約書

- 一、工事要求番號
- 一、工事 名稱
- 一、設管地區
- 一、工事請負金額
- 一、工事施行期間
- 一、契約保證金
- 一、工事内容

起工 昭和 年 月 日
竣工 昭和 年 月 日

別冊設計書の通り

前記の金額を以て、特別調達庁契約部長を甲とし請負人

を乙として、次の契約條項により請負契約を締結

する。

第一條 乙は、本工事の図面、仕様書及び工事工程表に基づいて、適切な工

法により前記の期間内に工事を完成しななければならない。但し、図面及び仕様書に記載してない事項であつても構造上必要欠くことのできないもの、図面と仕様書とが符合しないもの又は図面若しくは仕様書について甲と見解を要するものがあるときは、甲の指揮に従ひ、乙はすべて請負金額内で工事を施工しななければならない。

第二條 乙は落札の日から十四日以内（豫め期限を定めた場合はその期限内以下同じ）に、工事費内訳明細書、材料表及び工事工程表を提出し、甲と協議して承認を受けなければならない。若し乙が工事費内訳明細書、材料表及び工事工程表を十四日以内に提出しないときは、又は協議が整わないときは甲は工事費内訳明細書については豫定価格に対応する工事費内訳明細書に基づき、材料表及び落札金額との比を以てこれを定めることができ、材料表については支給量及び割當量につきこれを定めることができる。

又工事工程表については甲の決定するものとする。

第三條 乙は、本契約の履行につき工事の全部又は大部分を一括して、甲、乙、丙の委任及び請負をせしめなければならない。但し、甲の承認を得た場合はこ

の限りでない。

甲は乙がその工事を委任又は下請せしめる場合においてこれに條件を附することができる。

第四條 乙は、施工時間中常に現場に出頭して現場の状況を把握し所定の現場監督員（以下單に監督員という）並びに適合並工事監督員の指揮に従い、工事の施工及び現場内の取締りに關する一切の事項を處理しなければならぬ。但し、乙は甲の承認を経て代理人を現場に出頭させることができる。若し監督員がその代理人を不適當と認めたととき、乙はその代理人を直ちに交替しなければならぬ。

第五條 乙は、甲より支給品の引渡を受けたとき、その都度受領書を差出さなければならぬ。

乙は、支給品の引渡を受けたとき、善良な管理者の注意を以つてこれを保管しなければならぬ。

第六條 乙は支給品の滅失又は毀損については、甲の責に帰すべき事由及び天災その他不可抗力に因る場合を除く外、指定の期間内にその代品を賠償し又は監督員の指揮に従ひ、その修理をしなければならぬ。

乙が前項の賠償又は修理をしないときは、甲の認定による賠償金を指定の期間内に納付しなければならぬ。

第七條 工事に使用する材料は、すべて乙において使用前に監督員の検査を受け、検査未済の材料は、これを使用するこゝとできない。

検査の結果合格となつた材料は速かに代品（支給品について）更に支給するものとする）を持入れ、更にその検査を受けなければならぬ。

乙が前二項の検査の要求があつたとき、監督員は直ちにその検査の底づけなければならぬ。

乙は、監督員の指揮に従ひ、検査のため必要な労務、資材及びその他一切の便宜を無償で供與しなければならぬ。但し特に設備を要する検査（試験）はこの限りでない。

支給品の試験を要するものについては甲の責任においてこれを行う。

第八條 乙は工事に使用する材料中、適合を要するものは監督員の立會を得て、適合しなければ使用することにはできない。但し適合について疑念検査によることと違ふと認めらるるものは、これによることとすべき。

乙から前項立會の要求があつたときは、監督員は直ちにこれに應じなければならぬ。

第九條 乙は現場に持入れた材料を、監督員の認可を受けずに持出すことのできない。若し不許可の材料を引換へるときは、代品を持入れた後監督員の承認を得て、これを持出さなければならぬ。

第十條 乙は自己の調達した材料又は構造物など図面及び仕様書に適合しない監督員が認めたものがあるときは、何時でも引換又は改造をしなければならない。但し、これがため本契約の期間を遅延することではない。

第十一條 乙は、工事施行中現場において、監督員の指揮に従ひ、工事及び事務を管理する係員を置くなければならない。

監督員は、乙の使用人又は労働者の内不適当と認められる者があるときは、その交替を求むることができ、この場合において、乙は速かにこれに應じなければならない。

第十二條 乙は水中又は地下の工事その他竣工後外面から明視することができない工事を施行する場合は、特に監督員の立會いを得なければならない。若し監督員の立會なくして施行したときは、検査のためその取壊及び復旧を要する費用は乙の負担とする。

第十三條 第二項の規定は、本條の立會の場合にこれを準用する。

第十四條 連合單の都合その他必要ある場合において、甲は工事の変更を求めたり一時中止を命じたりとされ、これを拒むことはできない。この場合に本契約の期間を伸縮する必要があるときは、連合單担当官の承認を経て、甲においてこれを定めることができる。

工事変更の場合においては、乙はその承諾書を出さなければならない。工事変更のため不測となつた支給品があるときは、直ちにこれを返付しなければならない。若しその返付をしなかつたときは、甲の認定による賠償金を指定の期間内に納付しなければならない。

第十五條 乙は、甲又は甲と契約した請負人の施工する副連工事の進行に

ついて相互に協力し、自己の担当する工事を進行しななければならない。
 乙は、工事の進行について他の請負人よりなされる妨害行為については監督員に申告しななければならない。

第十五条 本契約の期間内に工事を完成することができない事由が発生したとき、乙はその都度直ちに、その事由及び影響目数などを詳細甲に報告しななければならない。

第十六条 乙は、天災その他已むを得ない事由によつて本契約の期間内に工事を完成することができないときは、その事由を詳記して期間の延長を申請することができ、この場合において甲は、その申請を適当と認めたとときは、連合軍担当官の承認を経て、この期間を延長することができ、

前項の申請は、本契約の期間内で行われ、これをなすことのできない。但し、特別の事由あるときはこの限りでない。

第十七条 天災その他已むを得ない場合を除き、乙が工事の全部又は一部

の施行を怠り又は拒んだとき、若しくは指定期間内に指定された作業を怠ったときは、甲は乙に対して工事の続行を停止せしめることができる。前項により施工を停止せしめた場合は、甲は、自己及び第三者としてその工事を引継ぎ完成せしめ、このため生じた過剰の費用は乙の負担とする。

前項の場合において、甲は乙が本工事のため準備した資材、機具及び設備など工事施行上必要な一切の権利を工事続行のため利用することができ、

第十八条 乙は、本契約の期間内に工事を完成しないときは、遅延賠償金として、遅延日数に應じ一日につき請負金額の千分の二に相当する金額を指定期間内に納付しななければならない。

第十九条 乙は、工事の全部が完成したときは、直ちにその旨を届出て監督員及び甲の検査を受けなければならない。

前項の検査に合格して、且つ連合軍工事監督官の承認書及び連合軍の調

違反領書を受領したときは、甲はその引渡を受けらる。この場合において

は、乙は、引渡書を作り、甲に差出さなければならぬ。

検査に合格しないときは、乙は、本契約の期間内又は甲の指定する期間内に、これを補修し又は改造して更に第一項及び第二項の手続をしなければならぬ。

工事の仮設物、監督員の指揮に従い、これを撤去し清掃しなければならぬ。

第七條 第三項及び第四項の規定は、本條の検査の場合にこれを準用する。

第二十條 前條引渡前に生じた損害については、すべて乙においてこれを負担しなければならぬ。但し天災その他不可抗力に因る損害については、甲乙協議して定める。

引渡を要しないものとして検査終了前に生じた損害についても亦前項と同様である。

第二十一條 甲は、工事の一部が完成した場合において、その部分について

監督員及び甲の検査をなし、且つ連合軍工事監督官の承認書を受領したとき、その合格部分の全部又は一部を使用することとできる。

前項の使用部分については、前條の引渡があつたものとする。

第七條 第三項及び第四項の規定は、本條の検査の場合にこれを準用する。

第二十二條 工事完成前に乙が請負金額の支拂を請求があつたときは、甲は契約と同時に工事の進捗率五割に達するまでの間に請負金額の四割以上、工事の進捗率五割を超えた場合は請負金額に工事の進捗率を乗じて得られた金額の入割までを支拂う。但し性質上可分の工事については、完済部分に対してその代價の全額までを支拂うことができる。

第二十三條 請負金は第十九條の手続を了し、連合軍工事監督官の承認書連合軍の違反領書添付した乙の請求書により、甲は、これを審査して支拂と認めるとき支拂う。この場合すべての前金掛額はこれを控除する。

第二十四條 乙は労働者の就業簿を備付け、その工事の職種別就業数を正確に記入すると共に工事費請求の場合に労働者の職種別就業数を添付し

なければならぬ。

乙が、工事を委任又は下請した場合にその受任者又は下請人についても前項を準用する。

第二十五條 乙は、自己がその工事のため調達した材料についてはその代価支払の領收證書を受領し置き、工事費請求の場合にこれを添付しなければならない。

乙が、工事を委任又は下請した場合に受任者又は下請人についても前項を準用する。

第二十六條 乙は、價金総額を備付け、その工事の労務者に対する價金支払額を正確に記入すると共にこれをその労務者に確認せしめ、工事費請求の場合に労務者数並びに支払價金総額を添付しなければならない。

乙が工事を委任又は下請した場合に、その受任者又は下請人についても前項を準用する。

第二十七條 次の各號の一端該手するとき、乙は、豫めその都度その金額

及び数量につき甲の承認を受け、請負金額を更改する。

一、追加工事であつて契約更改を必要とするとき。

二、設計変更（工事の打切りを含む）工期の変更、支給材料の引渡時期及び場所の変更などがあつたとき。

三、支給材料の品目及び数量の増減があつたとき。

四、支給材料の繰戻し及び支給できないものがあつたので、乙が一時立替したものを得ず生じた経費があるとき。

五、第十三條により一時中止を命じ又はその他甲の都合により著しく手待ちを生じたとき。

六、その他特別の事由により請負金額を更改する必要があるとき。

前項により請負金額を増減する場合、工事費内訳明細書の價格を基準として、これを算定し、工事費内訳明細書に該当するものがないときは、

施工当時の公定價格により甲乙協議の上これを算定する。

第二十八條 本契約の期間内において、本工事に用材料の公定價格又は労賃が

し、又は運賃などの公定、その他経済事情の変動によつて、請負金額が著しく不当となつたと甲の認めた場合は、甲乙協議して請負金額を変更することができる。

第三十九條 乙は工事引渡の日から一箇年以内、その物の瑕疵に因り生じた損失又は毀損に対しては、甲の指定した期間内に無償で補修しなればならない。

乙が、前項の期間内にこの補修をしないときは、甲は自己又は第三者をしてこの補修をなせしめその費用及び損害の賠償を乙に請求することができる。

第四十條 次の各號の一端該当するときは、甲は、本契約を解除することができる。

一、乙の怠慢により期限内に工事を完成しないとき又は工事完成の見込みがないと明かに認められたとき。

二、乙が契約條項の規定に違背し又は規定に基づく甲の要求に応じないとき。

三、特別の事情あるとき。

前項により甲が契約を解除した場合において、その工事の既済部分（現場にある検査済材料にして仕様書に適合するものを含む）は甲の所有とする。但し監督員及び甲の認定により工事費内説明書に基づきその出来高代價に対する九割以内の金額を支拂う。

第一項により甲が契約を解除した場合、その保證金を没収すると共に甲は乙に対し請負金額の二割に相当する違約金を請求することができる。乙は、甲が第二項及び第三項によりなした處分に対し異議の申立て又は再行の請求をなすことができない。

第四十一條 本契約解除の場合において、甲は、乙の違約金にあつたときは、

乙は、甲乙協議して定めらる。

第三十二條 本契約解除の場合において、乙は材料帳書と適合しない自己の調達した材料は指定の期間内にこれを引取らなければならぬ。若し期間内に引取らないときは、その材料は國の所有とする。乙は、これに対して要識の甲又は同等の請求をもたすことのできない。

第三十三條 本契約解除又は設計変更の場合において乙は、当該證明書により購入した材料及び購入未済の割合を證明書で示すものには甲に対しこれを売却し又は返付しなればならぬ。

前項前條の場合において、甲は乙に対しその購入價格を支払はなければならぬ。

第三十四條 乙は本工事の終了の場合において不用品となつた支給品があるとせば、直ちにこれを甲に返付しなければならぬ。若しその返付をしないときは、甲の認定による賠償金を指定の期間内に納付しなければならぬ。

第三十五條 乙若しくはその代理人又はこれらの使用人若しくは労働者が故

意又は過失により官有物（建合屋の物を含む）を滅失又は毀損したときは、乙は甲の指定した期間内にこれを原状に復しなればならぬ。

若し原状に復し得ないときは、乙は甲の認定による損害を賠償しなければならぬ。

第三十六條 乙が本契約より生ずる賠償金又は違約金を指定の期間内に納入しないときは、甲は、請負金及び保証金の内から該金額を控除し、尚不足を生じたときは更にこれを追徴する。

第三十七條 本契約より生ずる権利又は義務は、甲の承認がなければ、これを譲渡又は担保に供することはできない。

第三十八條 甲又は甲の指定した者が就労簿及び領金簿の閲覧を要求したときは、乙は、何時にてもこれを閲覧に供しなければならぬ。

乙が工事を委任又は下請した場合にその受任者又は下請人についても前項を準用する。

第三十九條 本証書に定めのない事項については、本契約より甲乙協議し、定めなければならない。

裏面白紙

右請負契約の證として本證書貳通を作り、双方認
角捺印の上各自壹通を領受し置くものとする。

昭和 年 月 日

契約担当者

住所

氏名

請負人

住所

氏名

支局総務、契約部長會議附設事項

工事契約課

一 工事課業務（P.O.）處理状況へ月報を報告する件

本件は本庁業務月報に製資料として必要であるから、支局契約部工事課主管業務中P.O.の処理状況を所定様式に依つて毎月分を翌月十日迄に二部提出願いたい。

追て十一月分を早く散へす一月末日迄に報告願いたい。

二 契約部工事課主管業務處理状況週報提出方の件

本件に對しては第八軍司令部よりの指示もあり特に同司令部は地方各軍政部の指揮監督並連絡上必要の應に付各支局所在軍政部轉達受領官宛別紙様式に依り週報を毎月曜日中に兼週分を取り纏め提出ありたい。

Weekly progress report

Week Ending Saturday

Department	No. of estimated contracts Total	No. of purchase orders issued past week	No. of purchase orders not covered by contracts	No. of contracts issued past week	Amount of contracts issued past week	No. of estimated purchase orders coming week	No. of estimated contracts coming week	Remarks (Reasons for backlog etc.)
Supply								
Real estate								
Construction								
Service								

Spk form 3
(12 Nov 47)

地方支局 總務部長 及び 契約部長 會議 指示事項

需品契約の部

一 需品契約の手續と方針

二 契約の部

三 需品契約上の不統一を避けるための本方支局共契約の様式を一定実施し、
書式

五 契約書類の整理の通り一定する。

五 契約書類

五 契約書類

五 契約書類

五 契約書類

五 契約書類

五 契約書類

五 契約書類

五 契約書類

五 契約書類

一、輸入品に於ては、例外價格等統制額により且つ生産者價格を以つて算定し、事情に基き手当の場合に限り卸賣販賣價格又は小賣價格とする。

（製造費）

製造費は材料費等の要素を公定單價として原價計算書に作製し、必要なるを決定する。

この計算書には必要圖解を添付しねばならぬ。

本府には、定額格もあるからと云ふに依ることも差支へないが本府では原則として、然つてゐない。これは前項の原價計算による方が安く契約される場合が多いからである。

（納入諸掛）

納入諸掛（生産價格に加へる）
カーと直接契約の場合は問題が起さぬが中間商社と契約をする場合は、合算未品代金（取扱き）の二%以内を納入諸掛として支

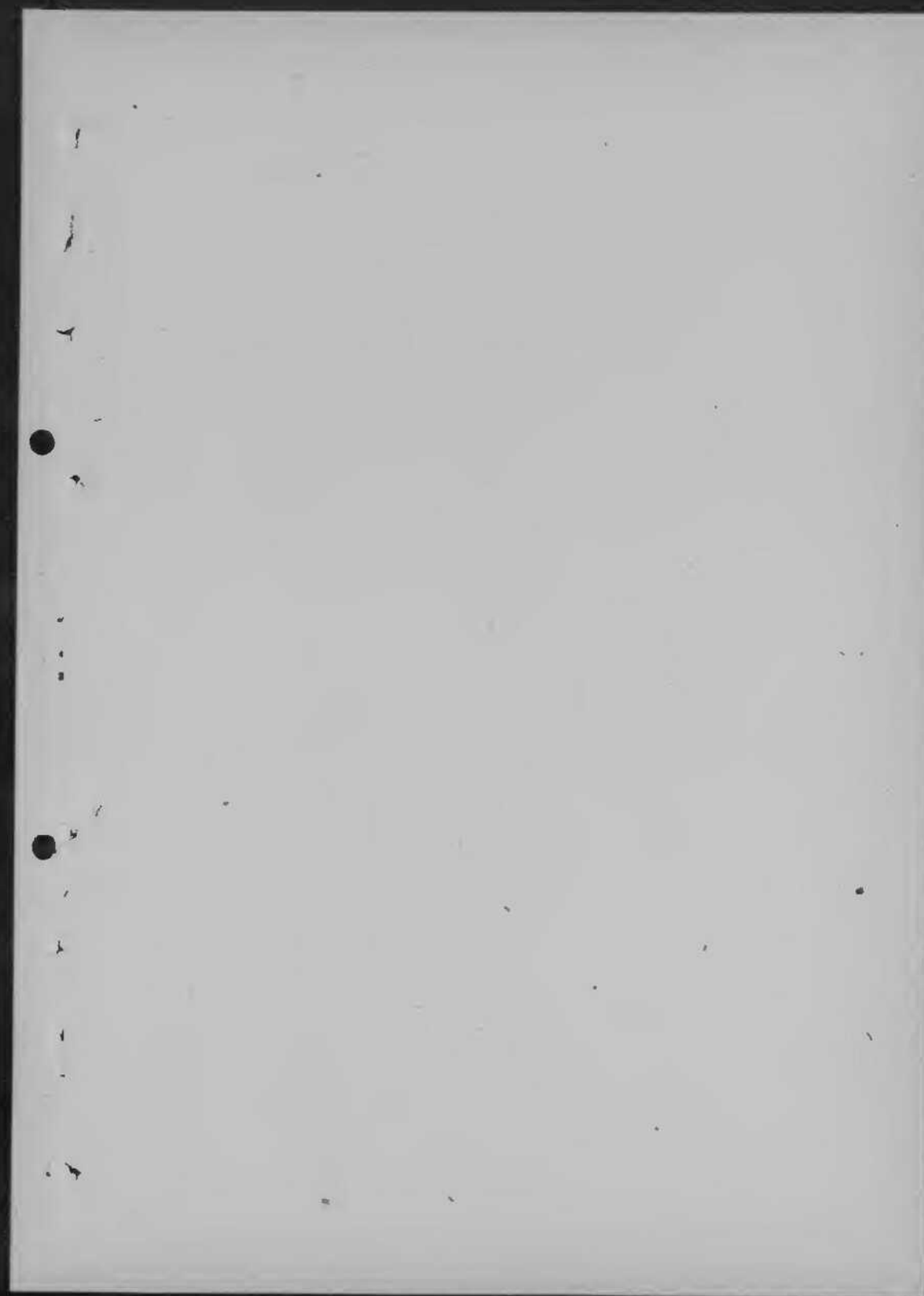
拂ふことにより卸賣販賣額の適用を避ける様にして未だか今後この方針に依らぬ。

（送費）

輸送費は実費精算（公定による）を原則とするが事情によつては事前見積としてよい。但しこの場合でも公定は厳守せねばならぬ。

（契約の変更）

契約内には増減額申請と納期延期申請とがある。
増減申請は特に厳正に期す必要がある。



地方支局 認務部長及び契約部長會議指示事項

需品契約の部

一 需品契約の手續と方針

二 契約手続の統一

三 事務整理上の不統一を避けるため本方支局共契約の様式を一定実施したい。

書式

五部書類と別紙の通り一定する。

注文書

見積書

契約書

請書

契約決議書

延期申請書

承認額申請書

二 契約方針

三 契約事項

生産者による定率 所外價格等統制額により且つ生産者價格を以つ

て算出する等情をもち得ない場合に限り卸賣販賣價格又は小賣價格と

する

（製造者、材料、労務等の要素を公定率額として原価計算書を作成

し、その算出額を定率とする

（この計算書は、必要に応じて、関係機関等に提出するものとする）

註

本項には、生産者による定率があるから、原則に依ることと差支へないが、本項では原則

として、生産者による定率としない。これは前項の原価計算による方が安く契

約は出来る場合が多いからである

（輸入品の場合、生産價格に加ふる）

（一） 運賃、契約の場合は問題が起さないが、中間商社と契約する

場合、商品代金（税抜き）の10%以内を納入諸株として支

払い、これにより中賣販賣額の適用を避ける様にして来たが、今後この

方針に依るまい

（必要費（輸送費））

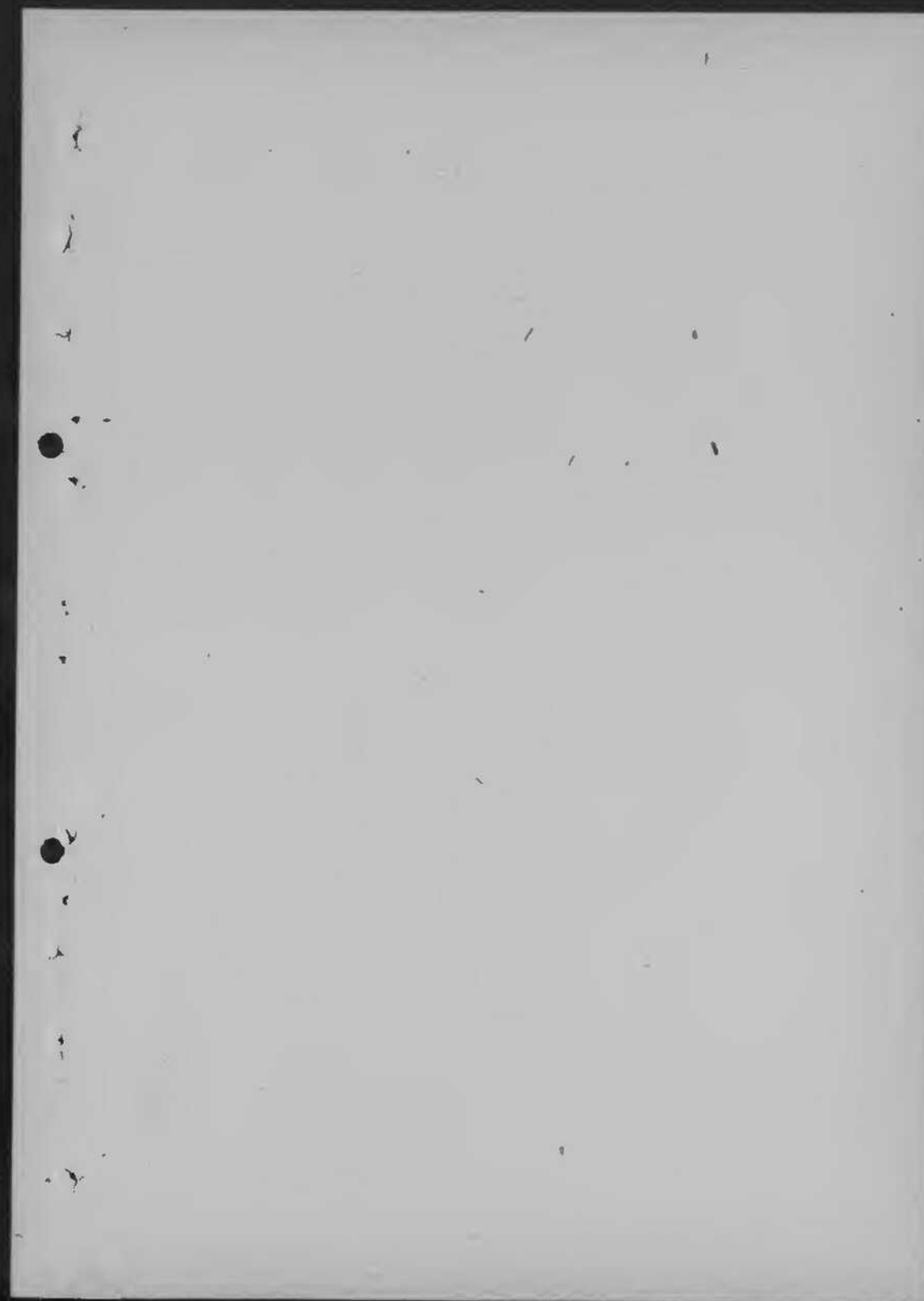
輸送費は実費精算（公定による）を原則とするが、事情によつては事前見積

としてよい。但し、この場合でも公定は最守とねばならない。

契約の変更

変更契約には増減額申請と納期延期申請とがある。

（一） 納期延期は、特に最正し期する必要がある。



製絲局商部調査課

業態調査ニ関スル件

一 目的

特別調査ノ機能及責任ニ指示セラルトコロニ基キ各 *Mater* 及 *Supplier*
(以下業者ト言フ)ノ業態ニ関シ工場設備、能力、運搬入ニ付スル熱意其他、綜合的
調査ヲ行ヒ進駐軍務物資調達業者ノ選定引イテハ之レガ調査ヲ迅速且適確ナラシム
ルヲ目的トス

二 方法

4. 本件ヲ全国各業者ニ広ク周知徹底セシメル為メ本件ニ於テハ十一月上旬、朝日、毎日、
日本経済、産業経済、中部日本、北海タイムス、河北新報ノ各紙ニ新聞広告ノ上、各
業者ヨリ業態調査表ノ提出ヲ求メテ居ル、之レヲ基礎トシテ随時行フ実地工場調査、
帝國興信所其他ノ諸情報、関係官庁(特に商工省原局及特別資材部)及本庁、他ノ部
局(特に技術局関係課、生産促進部各課)及一般促進部各課ヨリ入手スル参考意見
ヲ勘案シテ別ニ定メル基準(目下立案中デアル)ニ依リ各業者ノ資力資格ノ有無ヲ判

定シ有資格者名簿ヲ府縣別能力別ニ作成シテ進駐軍ニ提出シ批判ヲ求メルノデアル。

B. 無資格ト判定シタ業者ニハ直ニ理由ヲ附シテコノ旨通知シ之ノ判定ニ不服アル業者

ヨリノ上訴ヲ受理シテ調査用検査委員会(未設置)ニガケル

C. 常時アラユル方法ヲ以テ上記有資格者名簿ノ補充ヲ計ル

D. 實際ノ事務處理ニ當リテハ調査表ニ基キテ商部別、メーカー別トテ作成シテ *Card*

*System*ニ依リ業者選定ヲ迅速且容易ナラシメルベク全国ニテ居ル

三 FDRMニ就テ

調査表ハ現在七通提出セシメ居ル配付先ハ

商工省ニ 生産促進部各課一、一般促進部各課一、資料台帳用一、同作業用一、支

局用一トシ、支局業務開始後ハ直ニ支局分ヲ送付スル予定デアル 様式ハ別添ノ通

デアル。

又、別ニ各工場ニ準シテ業者ヨリ提出ヨボラレタラ雷線宛五通(商二省二、生産

促進一、一般促進一、資料一)が送付ヲ御願ヒスル 調査表ハ調査所トシテ業者選定

ニ付、調査所トナルモノデアルヲ、面談入ヲ希望スル業者ヨリ新聞広告

裏面白紙

其他ノ方法ヲ廣ク調査表ノ提出ヲ求メ不完全ナモノハ直ニ返却シテ再提出セシメ
上述ノ關係方面ノ意見ヲモ徴シテ完全ニ資料トシテ當時整理保管シテ業者選定ニ便
ナラシメル様御取計ラヒ願ヒ度イ
尚詳細ニワイテハ支局担当者決定ノ上御知ラセスル

以
上

原本不明瞭

後記 新刊 漢書 示 事項 巨 矣

二、支那長への影響について

三、維持管理におよび、設備のDについて

時、云々の契約一ついて

我が国の関税について
兵占領軍に對して「 L P D 」の發見によつておまひとなる場合の

葉香無定について

大正公學校第二場の「シイシエン」のCDについて

大佐野梨新臨三

ついで

[illegible]

二、支局長への委任事項について

役務については原則として、支局所管地域内で施行される役務の約は總て支局長において専決して差支へない。
なほ支局所在府縣外のものに管分の土地万長官に委任するのを要とされたい。

但し左記役務は本廳において契約しまたは本廳の指示の下に支局長に契約を委任するから承知せられたい。

記

イ、特定の轉送契約（別に述べるところに依られたい）
ロ、倉庫契約

ハ、その他特に指示するもの

三、維持管理及び修繕PDについて

特別運送應においてたす契約は、本廳契約局長または支局長名にへるものも、地方長官に委任するものも、その素勤の主管は總て維持

局長または、支局契約部長にあるのが原則であるが、維持管理及び修繕の契約は本廳事務局長または、支局事務局長の所管である。ここに維持管理というものは特定のものの維持管理即ち修繕の維持管理であることに注意せられたい。以下それ等について簡明に述べ

記

一、維持管理PDについて

ここにいる修繕の維持管理PDとは、住宅、兵舎、倉庫、庫、プラ、ホテル、レストラン、飛行場の各々について、修繕的維持管理PDを指す。即ちこれ等の建物、施設のメンテナンス「メンテナンス」「メンテナンス」という様に言ふされたPDのことである。

なお、これ等の建物、施設の維持管理に必要な役務であつても個のPDが發出されれば修業局（部）に關係しない。又維持管理用資材に關する契約は契約局（部）で主管し、修業局（部）に付辦すべきである。

更に右に掲げた以外の諸施設（各種工場、セーラーズ、モーター、スライダ、等の維持管理）の契約は、華業局（部）とは關係ない。

この供養の施設の維持管理の契約は、華業局（部）の主管で、（部）は各議を定むるのみである。

二 警備P.D.について

之については契約局（部）は全然御座せず、華業局（部）のみで處理に當ることとなっている。

四 輸送の契約について

直接P.D.を以つて要求された輸送は一般の役務契約の仕分に於いて支局に契約を委任するか、直接P.D.によらぬ輸送については、左記により處理せられたい。

一 納入代行について

納入代行とは特別輸送部が資材需品の納入者と工場假しの購買契約をなし、工場から特別輸送部倉庫または運送倉庫宛輸送を請

運の代行として、業者に取扱わせることをいう。之は主として運輸地間の輸送を圖消にするため、資材需品の生産者、納入者を把握し、其進退を容易にするため、出荷先の製菓の製作を容易にするための取扱いによるもので、特定の品目以外の資材需品については總てこの制度を用いている。

なお、この契約に基いて業者に請負わせている業者は別紙（一）の納入業者表を参照せよ。

本件に關する契約は本制度の主旨に鑑みて、總て本廠に於て行う。現在維持管理以外の諸品については、別紙（二）の八種と包括契約をなし、諸品購買の注文書に本廠において指示書を發行する。八種に對する業者の報告は大体品目別に行つてゐる。又維持管理用品については、未定であるが、近く決定する。従つて支局として本廠に對しては直接に契約上處理すべきことはいないか、契約上参考となるべき事項があれば隨時報告せられたい。

二 賠償工場費の撤去、梱包、輸送について

本件は賠償工場内の資材設備を占領軍の用途の爲、売却せしめ、
は連合軍倉庫に移送するものである。前記は本件として行はれた
の建設資材へ賠償指定外について、本件倉庫から移出せしめ、
復興院から日本建設工業會及び三井物産、三菱重工業に轉賣せしめてい
たが、本年九月本件倉庫は復興院に移管され、倉庫は日本建設工業會
の分は同會傘下の各該自業者に、三井物産、三菱重工業の分は太
商社、太平洋商工に切替えて売却した。昨年十一月以降は本件として
賠償指定資材、設備の移送へ總て占領軍の用途のものたりである
を指令されているが、復興院は新たに敷設と売却をなし、本件同
太平洋商工と共に別紙四の通り増量させている。本件について、
支局は直接の契約案がなないことを承知されたい。
三、旅順島上ハイツの移送について
本件は各地万機が集積したハイツを駒達縣倉庫まで移送する役
であるが、之は全國總て太平洋商工株式會社に一括契約してあるか
ら承知せられたい。

四、其他の移送について

イ、駒達縣倉庫からの出荷移送について

本移送については本廳と日通各支社との間に、包括契約が
あるから、必要の際には日通支社に指示されたい。

但し石に拘はらず、支局管内の移送に限り、日通との契約
金額へ移送賃金と屯當り手数料二〇圓以下の業者があれば、
それと契約して差支をない。

ロ、其他の支局管内の移送

支局で業者を選定の上売却されたい。

ハ、其他の支局管外にわたる移送

原則として本廳で契約することとするから、必要があれば
本廳へ契約万具申されたい。

納入代行業務実施要領

特別調達應

▲家族住宅用建設資材（L D）による資材、注文書標示④又は⑤については代行者は左の業務を行う。

一、資材の注文書及び契約概要書（別記様式第一號）の寫を作成して左記に提出する。但し、部数は荷受管轄支局の數に一部を加へた數とする。

イ本廳促進局一般促進部配分課

註 配分課は一部を保有し他を荷受管轄支局配分課へ送附して資材出荷の全般的案内とする。

二製造業者（以下業者といふ）と連絡して、納入計畫表（別記様式第二號）を作成して左記に提出する。

イ本廳促進局生産促進部擔當課

ロ業者所在地の管轄支局生産促進課

ハ本廳促進局一般促進部配分課

ニ荷受管轄支局の一般促進

ホ本廳促進局一般促進部水陸運課

一般促進局一般促進部倉庫課

何れ 一般促進課

註、水陸運課はこれによつて輸送計畫を樹立する

三、荷受管轄の本廳倉庫課又は支局の一般促進課に連絡して、納入倉庫名の指示を受け、これを業者へ通知の上、業者をして荷印を附させる。

註、証文書標示の納入先は單に何々支局倉庫として具体的に當該倉庫名を標示しないのが普通である。

四、業者の庭先において當該資材を受け、この受領書を業者に交付する。

なお、この場合、代行業者は特別調達課の検査員に委託せしめられた職員をして、検査の上、検査調書（原本一部第二部計三部）を發行せしめ、これを業者に交付しなければならぬ。（別紙様式第三號）

註、この検査調書は業者が代金請求のとき、これを添附しなければならない。

五、品搬送の手配をなし、發送の郵便物に封内書を荷受の倉庫宛に送附し、その寫を左記に提出する。

一、荷受管轄の本廳倉庫課

二 荷受管轄の支局一般促進課

ハ 建設部増當課

六、工事の都合により倉庫へ納入すべき資材を直接工事現場に直送するため送先の變更を命ずるときは荷受管轄の本廳へ生産促進部増當課へ又は支局へ生産促進課へは代行者に對し、引渡指示書正一部寫一部を交付する。この場合、代行者は指示通りに輸送先を變更すると共に、指示書寫を業者に交付して荷印及び必要により梱包を變更せしめる。

なおこのときは、發送案内書を荷受人に提出し、同寫を引渡指示書發行の當該課に提出する。

註 1 送先の變更は主として工事の都合により倉庫に納入すべき資材を直接工事現場

に直送するときに生ずる。荷受人は現在のところ各地方廳特別建設事務所であ

り特別調達支局開設の上は工事請負人となる豫定

2 送先の變更をしたときは、當該課は變更した引渡指示書の寫を荷受管轄の本廳配分課又は支局の一般促進課に送付する。

支局間の必要分の調整上、送先を変更するときは、指示書を交付すると共に、関係支局にこの寫を送行する。
代行者は前號に準じて措置する。

て引渡

註 1 この場合の荷受人は倉庫又は工事現場となる。

2 配分課は引渡指示書の寫を、衛生産促進課に出すこと。

代行者は業者より受領した現品を檢査し、倉庫業者は倉庫前にて、これを引渡して、倉庫業者より受領書を受取る。但し第六號により工事現場に直送するときは差障ホ！
△紙を以て荷受人にこれを引渡して、受領書を受取る。

註 3 本受領書は代行者の手書料紙のときに添附する。

4 倉庫庫前課とは備録ある場合は貸出票を、その他の場合は庫上渡すいう。

5 着順ホ！△渡とあるのは、支局開設後は、工事現場に持込紙となる。

第六號但書の受領書を受取つたときは、同寫を引渡指示書を發行した本廳の倉庫課又は支局の一般促進課に提出する。

B兵舍用建設資材（JPNZ・PD）に依る。資材註文書標示④

朝鮮向建設資材（JPNZ・PD）に依る。註文書標示⑤

QM物資（JPNZ・PD）に依る。註文書標示⑥又は⑦

一般建設用建設資材（JPNZ・PD）に依る。註文書標示⑧

一、業者と連絡して、納入計畫表（別紙様式第二號）を作成して左記に提出する

1 本廳生産促進部常課

二部

2 本廳水陸運課

一部

註 生産促進部は一部を業者所在地管轄支局の生産促進課へ配布する。

二、業者の庭先において、建設資材を検査の上受領してこの受領書を業者に交付する。

三、物品輸送の手配をなし、發送の都度發送票（Invoice）を運送官軍官軍管理將校に送附し、その寫を本廳生産促進部常課へ送附する。

四、現品をBに指定の聯合軍倉庫又は部隊に輸送し、GPAZ様式による調達受領書（Procurement Receipt）を總務課に提出し、これを聯合軍官領收官（Receiving Officer）に提出して、これに署名を受けたるもの一部を受領する。

註 1 倉庫渡は貨車乗り渡とする。

2 部隊渡は連合軍の指示により軍に送付することとする。

五 資材納入の際は「PR」を持参して、代表者が直接添附を原則とするが、もし不可能の場合は返信用の封筒を同封した「PR」七部を貨車の内側見易い場所に貼附しておくこと。

六 返信用の封筒には日本語で返信先の住所氏名を記入郵便切手を貼附しておくこと。
六 朝鮮、沖縄等海外向資材中直接海外朝鮮送輸送するものは、發港の軍政部擔當官にPRを提出して、これに署名を受けること。

七 署名を受けたPR一部及びこの寫三部を調製の上、これを業者の直ちに返送すること。
なおこのPRは業者が代金請求のとき添附しなければならないから、このPRの取付は迅速確實に行うこと。

註 このPR用紙は本廳倉庫課において連合用より一括受領の上契約局、促進局、經理局に適宜配布して置く。

八 毎月二十五日現在を以て締切り、各納入先別に總出荷累計数量報告書（別紙様式第四號）を翌月七日までに生産促進部擔當課に提出する。

〇共通業務

代行者はA項及びB項業務につき、次の事項を行う。

一、業者と常に連絡を保ち、生産上の隘路を促進局生産部擔當課及び業者所在地管轄の支局生産促進課に連絡して生産促進に協力する。

二、毎週末現在を以て締切り、出荷の一覽表を別記様式第五號により五部作成して、毎週水曜日まで本廳生産促進部長に提出する。

註 1 生産促進部長は左の通りこれを配分する。

第八軍調達部連絡官

二部

本廳水陸運課

一部

本廳生産促進部

部

三、梱包、荷標、其他の事項に關し、本廳より業者宛の指示をなす場合は代行者に連絡をなすを以て、直にその全文を關係業者にもれなく通知すること。

四、半月毎に「メーカー」とり八軍調達課（地方調達課を含む）及本廳生産促進部に提出する様式MGP三二號の「生産及積出報告書」を確實、正確に實行する様業者を援助督促すること。

主として、前記のいう「メーカー」とは供給契約の相手方、ふたつ、原料を生産する製造

所前記以外に適合等より要求され又は本廳より要求する荷調に對する諸報告を要求通り正確に提出すること。

大代行者は連絡員一名以上を本廳促進局生産促進部に常駐させる。

メーカーより受取る物品は商工省及農林省（合板、床板）認定の検査官の検査を受けて合格したものなりや否やを確認すること。

納入代行者業務實施要領添附書類様式

- 1、註文書寫
- 2、契約概要書
- 3、納入計畫表
- 4、検査調書
- 5、引渡指示書
- 6、出荷累計數量報告月報
- 7、積出状況週報

裏面白紙

別紙

輸送代行業者名簿

會社名	所在地	代表者
株式會社 太陽運輸社	東京都千代田區墨田區横濱町一丁目十一	永方支夫
太平洋工務株式會社	東京都千代田區丸之内二丁目十二	中村 孝考
日本通運株式會社	東京都中央區日本橋一丁目九	早川 慎一
岩井通運株式會社	本社 大塚市東區北町四丁目十三 東京支店 東京都千代田區有樂町一丁目十二	下田 伊三郎
高品通運株式會社	東京都中央區日本橋區三井新橋内	小野 止
日本通運株式會社	本社 大塚市東區北町五丁目二十二 東京支店 東京都中央區日本橋區二丁目十八	田 崎 舜哉
野村貿易株式會社	本社 大塚市東區北町二丁目二十一 東京支店 東京都千代田區大手町二丁目二	田 中 陽二郎
飯田高島屋株式會社	東京都中央區銀座四丁目一	飯田 東一

裏面白紙

別紙

船價工場資材役務業者一覧表

船名	船種	船主	船務
岩井船務株式會社	東京部、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、各縣		
日清船務株式會社	富山、石川、岐阜、静岡、愛知、三重、福井、滋賀、各縣、京都府		
安宅船務株式會社	大阪府、兵衛、奈良、和歌山各縣		
内外通商株式會社	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、神奈川、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、各縣		
船務株式會社	東京部、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、各縣		
太平洋丁株式會社	東京部、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、各縣		
株式會社太陽商社	東京部、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、各縣		
配電會社	東京部、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、各縣		

五 占領軍軍需工場が「サービス」PDの發出によつて請負別となる場合の業者選定について

最近の傾向としてこれまで「レイバリーキジション」によつて占領軍直營の形式で運営されていた各種の事業場（例へば自動車修理工場、モーターシール、洗濯工場、パン工場等）が日本側に經營を委託される事例がある。此の際には「ペレイション」のサービスのPDがJPNの形式で實行されSPBがその「ペレイション」を請負う「コントラクター」を選定することとなるがその場合には「レイバリーキジション」によつて政府に直接雇傭されている労働者の解僱の問題とそれ等の労働者が新らしく入つて来る「コントラクター」に雇傭される際の労働條件の問題があるので「コントラクター」の選定に當つては左の手續をとられたい

左 記

1. 「レイバリーキジション」の従業員組合にPDの出したことを連絡し

2. 締結の問題について協議すること（支局内に於ては事業部労働課との組合に連絡すること）

3. 「コントラクター」を選定したならば正式決定以前に支局契約部役付（初任課と事業部労働課と立會の上その「コントラクター」と従業員組合との雇傭條件について打合わせること）

4. 此の様なPDが出たならば直ちにPD審議及役付の内容及所屬組合名を小取取本（契約局長及事業局長に電報すること）

5. 同労働組合に關し紛争のある場合はその證據を逐次契約局長及び本署局長に報告すること

6. 之は全日本進駐軍、委員労働組合及全日本進駐軍労働組合同盟が同連を中央に持つて來ることがあるので必要となる

7. 各業者の選定について労働組合に谷永させることのないようにすること

月 日 期 役務契約處理状況月報

1/5

種別	支店別	支店別				地方商委託				その他
		受付	決定	契約	完了	受付	決定	契約	完了	
本週	累計									
	本週									
	累計									
	本週									
更	累計									
	本週									
	累計									
	本週									
準	累計									
	本週									
	累計									
	本週									
参	累計									
	本週									
	累計									
	本週									

其の	
受付	決定

裏面白紙

213

Monthly Report on Progress of Services

Types of Member of Contracts Cases		Contract in the Charge of local offices			
		Receipt	Services Supplier decided	Contract Concluded	Services Supplier Undecided
New	This month				
	Total				
Revised	This month				
	Total				
Cancelled	This month				
	Total				
Renewed	This month				
	Total				

Contract Business (as of 1948)

Detailed Classification

Contract Commissioned to local Offices

Receipt	Commis- sioned	Pending	Report on Decision on Services Supplier received	Report on Conclusion of Contract received	Reports Not recei- ved yet

3号表

Weekly Report on Progress of Services

Type of Contract	Member of Cases	Contract in the Charge of local office			
		Receipt	Services Supplier decided	Contract Concluded	Services Supplier undecided
New	This week				
	Total				
Revised	This week				
	Total				
Cancelled	This week				
	Total				
Renewed	This week				
	Total				

Contract Business (as of

1948)

Detailed Classification

Contract Commissioned to local offices

Receipt	Commi- ssioned	Pending	Report on decision on Services Supplier received	Report on Conclusion of Contract received	Reports not recei- ved yet

特別調査庁役務請員業者調査要領(案)

一、本要領の目的

本要領は特別調査庁が調査する又は政府の調査する役務を調査する業者を調査する年次調査を定める。

二、調査の対象

連合軍又は政府の調査する凡ゆる種類の役務の請員業者、以下単に業者といふこととする。

三、調査業務の担当者

契約局長は本庁直轄地域所在の業者を調査予選し、たゞ支局の本要領に基く調査業務を統括調整する。

尚従業と認めるときは支局管轄地域内の業者の調査予選をも行うことができる。

支局長は支局管轄地域内所在業者を調査予選する。

四、調査業務一般

廣く請負希望業者を募集し、経歴書を提出させ、各種の調査を実施の上、調査結果を調査表（別紙第一号様式）に記入し、資格を判定する。

五、募集の方法

新聞廣告又は揭示廣告によるものを原則とするが、場合により業者を監督する官公庁業者の団体、業者と取引のある官公庁、会社等に照会し、業者名を知り、応募の勧誘をする。

六、経歴書

経歴書には左記事項を記入せざるものとする。

イ、会社の概略内容

登記事項、会社の経歴、会社の概略、施設機械、車輛、船舶、其他、従業員数、（専務員、技術者、工員、臨時労働者）と分、更に男女別に区分する。加入団体名、主要なる取引先、取引銀行

ロ、請負能力

請負可能役務量を記入すること。

ハ、請負経歴

主たる請負経歴、連合関係の経歴については詳記すること。（P、D、番号を記入する。）

ニ、其の他参考となるべき事項。

七、調査の方法

一、会社の構成内容の調査

経歴書を基礎として左の調査を行う。

イ、必要な場合登記簿等の調査

ロ、施設機械車輛船舶等の実地調査

ハ、監督官公庁、所属団体、同業者、取引先に対する調査

二、経営状態の調査

左記に依って経営状態が健全であるかを調査する。

イ、必要により試算表、貸借対照表等の調査

ロ、監督官公庁、所属団体、同業者、取引先、取引銀行等に対する照会

三、過去の請負経歴の調査

過去の請負経緯についてその成績を調査する。
運命運関係者の請負経緯について、必要なる事項を調査し、その旨を調べる。

その他

左記事実の有無を調査する。

- イ、政府の契約の特例に關する法律第二條又は第三條に於て、然るべき事実。
- ロ、予算決算及び会計令第七十九條の各号の一に該當する事実。
- ハ、特別調達庁の役務入札において落札者と決定したのに拘らず正当の理由なく契約の締結を拒んだ事実。

- ニ、特別調達庁の役務入札において不該當な入札をなしたと認められる事実。
- ホ、何等かの不正行為をなし知罰、水た事実。

ハ、請負能力の判定

調査結果を調査表に記入し、綜合判斷の上、量的および質的の請負能力を判定する。

九、資格の判定

左記の規準に依つて等級を決定の上、調査表に記入する。

- 優、量的及び質的に請負能力が高いもの。
- 良、請負能力が量的に高く、質的に普通であるが、または質的に高く、量的に普通であるもの。

可、量的および質的の請負能力が普通のもの。

以ては何等も第七條第四項の各号の一つに該當する事実があるが、またはならぬ。

不可、量的または質的の請負能力が低いもの、および第七條第四項の各号の一つに該當する事実のあるもの。

註、可以上のものを適格とし、不可のものは不適格とする。

一〇、調査表の整理

役務種別、業者所在地府縣別に分類し資格別順に整理し、又役務種別に別紙第二号様式の役務請負業者一覧表を作成する。

一一、再調査

概ね半年毎に調査済の業者の再調査を行う他、特別調達庁が役務を請負させた業者について、役務局の調査結果に基づいて、調査表記入事項資格の変更を行う。

一、支局の報告事項

支局長は左記書類を契約局長に提出する。

イ、支局作成請査表第一班、作成の都度

ロ、業種別役務請取業者一覧表 三六、九、十二、月末日

ハ、其他契約局長の指示するもの 随時

後 務 別 業 者 調 査 一 覧 表

昭和 年 月 日

(別紙第二号様式)

特別調達應役務契約要綱(案)

本要綱の目的

特別調達應が連合軍又は政府の需要に基いてなす役務契約は会計
省法規に準據するほか本要綱によるものとする。

契約の一般方針

- 一、廣く請負希望者を募集し、応募者の中から請負能力が十分
で、かつ請負金額最低の者を選定して契約をなす。
- 二、契約すべき請負業者(以下單に業者という)は別に定める特
別調達應役務請負業者調査要領(以下單に調査要領という)
に基いて予選された適格業者のうちから選定する。

二 契約の担任者

3 契約は指名競争契約によるものを原則とする。

但し指名競争契約によることのない理由のある場合には
隨意契約によることができる。

4 契約は一式請負契約または單価請負契約によるものを原則とする。
但し已むを得ない場合は実費精算契約によることができる。

1 契約局長は左記役務の契約を担当し、また支局長の担任し、
契約業務を統括調整する。

イ 本廳直轄地域内へ施行される役務

ロ 本廳直轄地域と支局管轄地域、または二つ以上の支局の
管轄地域に跨つて施行される役務

ハ 支局の管轄地域のみで施行される役務で支局長が契約

を担当するのを不相当とする役務

但し東京都以外の本廳直轄地域内で施行される役務について
は、必要と認める場合、總裁の決裁を得て地方長官に契約を
委任することができる。

2 支局長は当該支局管轄地域内のみで施行される役務（前号ハ
の役務を除く）の契約を担当する。

但し支局所在の道・府・縣外へ施行される役務については、
必要と認める場合、地方長官に契約を委任することができる。
又役務請負者が本廳直轄地域または他支局管轄地域内にある
契約は、契約局長または他の支局長に契約の手續を委託する
ことができる。

四 隨意契約によることのできる場合

左記の各号の何れか一つに該当する場合に限る

イ 入札を行ふ暇のない場合

ロ 契約締結時役務の内容が不確定のため契約金額、単価契約金

を算定しきれない場合

ハ 役務の確実な履行が認められる業者の数が極端に少い

場合

ニ 役務の履行を秘密にする必要がある場合

ホ 予定価格が十萬圓を超えない契約の場合

ヘ 入札を行ひ得る業者のない場合

ト その納入札を不利としまたは入札を行えない特別の理由のある場合

指名競争入札

1 指名業者の選定

調査要綱によつて予選した適格業者のうちから、左の諸点に照会してその役務を請負う能力が十分と認められるものを選定する。

イ 調査要綱による調査結果、必要の場合には再調査をなし、その結果

ロ 入札しようとする役務の内容の細部に対する適應性

ハ 現在その業者の請負つてゐる、または請負わんとしてゐる他の役務を考慮したときの請負能力

ニ 役務の内容が難かしいものがあるときは、業者の役務実施の計画

ホ 其他参考となるべき事項

2. 豫定價格

契約担仕者が之を決定する

3. 落札者の決定

入札金額が予定價格以下で、かつ最低の入札者を選札とする。

4. その他

イ、入札保証金は之を免除することが出来る

ロ、入札者に対しこはるめ契約條件を明示し、また必要の

場合は現場説明を行う。

六、隨意契約の場合の業者の選定

1. 調査要綱によつて予選した適格業者のうちから選定する。

2. 豫め契約金額（單価契約金額を含む）を確定出来る場合は見

積書を提出される。又契約金額が確定しない場合でもなるべく参考となるべき見積書（役務の内容を假定したときの見積書）を提出させるものとする。

3. 第五條指名競争入札の第一項指名業者の選定規準に準じ業者の請負能力を検討し、その確実性と見積金額の低廉性を併せて考慮し最も適当と認めるものを選定する。

契約の締結

役務に於ては調達要求内容が多種多様複雑で且つ長期間継続するものが多く、尚その内容が不確定、不定量のものも相当数ある。この契約の様式を一定することが極めて困難であるが、概ね別紙様式を骨子として一件毎に左の要領に従ひその特殊の部分を勘案し契約書を作成する。

ハ
1. 長期間継続する役務については、この間連合軍の要求内容、施行期間の変更及び物価、労務等の変動に基、諸負金額の変更等が豫想されるからこれに即応させる様契約條文を勘案する。

2. 一件の調達要求書に於ては、役務内容に於て契約書を二箇以上に分割作成することが出来る。

3. 調達要求の目的及び調達範囲の限界あるものはこれを明記する。

4. 契約期間は調達要求書の役務施行期間とし、役務確認要求書ハコンファIRMING(PD)に於てはその期日を定めることが出来る。

5. 実費精算契約によるものは実費算定項目を出来得る限り詳細に記載し管理費の率を決定出来るものはその割合を記載する。

6. 役務に於ても左の場合には法定の範囲内にて概算拂の條項を設けることが出来る。

イ. 資材費が多額なとき

ロ. 役務費の査定に相当長期間を要するとき

ハ. 調達に極めて短期間に要求されているとき

ニ. 役務内容が複雑にして尚長期間多額の費用を継続的に必要とするとき

7. 役務の性質により保証金はこれを免除することが出来る。

8. 連合軍の施設又は物件に対する役務についてはこれに伴う危険負担に対する責任を明確にする。

9. 連合軍所有の機械類等に対する取付(据付)又は修理等に関する役務については役務完了後の一定期間に対する保証責任を明確にする。

ハ 支局契約

支局長は契約の都度左記書類を各一部契約局長に送附するものと
する

- イ 隨意契約の場合は入札を実施しなかつた理由書 業者選定理由書 見積順位調書
- ロ 指名競争契約の場合は入札順位調書
- ハ 予定価格調書（契約金額を確定し得る場合のみ）
- ニ 契約書寫

五

後發、澤遠（本廳に於て石割並課）

誠實の心

一、地方自治之實施（本廳以於二條契約誤）

林氏之學，則以「行」統攝「言」與「道」。

ハ、官廳大々暴走に因り業務の連絡統制、ハ本廳に於ては契約課、
收買調査課の調整、反應、本廳へは連絡ハ、
ハ、調査課に於ては、調査課、（本廳に於ては調査課、契約課）

第二 又券の取

ハ、この券は、

収買の券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者
に贈與、ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者

ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者
に贈與、ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者

ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者
に贈與、ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者

ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者
に贈與、ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者

ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者
に贈與、ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者

ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者
に贈與、ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者

ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者
に贈與、ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者

ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者
に贈與、ハ、この券は、F、D、E、の受取し、之を直ちに之を所有者又は居住者

とし、置くと共に、其の申一を各八、他の一通を評価担当係
に廻付する程前である。

6. 不動産又は物件の評価連絡

所有物の評価は、其の接収不動産又は所有物件の賃貸借契約締結に
関係する事項については、其の評価担当係は評価方を連絡する。

（一）この評価は、物件は、天災等評価係員が現地に調査の上

に、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

（二）この評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

、その評価は、その評価係員が之に對して行つてゐるもので

卷之三

支局に在りて、丁底を深

正統丙午冬
蘇松廉州府
通志

[illegible]

可與之共事

又、
本行
業務
報告書
を提出すべし。

業終、一連の活動を経て、第二章に本府と緊密な連絡を保持する

「さう、さう。其の月の分を五月五

$\frac{1}{2} \log \frac{1}{2}$

も、
を問ひ
ふこと

[illegible]

（一）調査の目的、対象、方法、期間、予算、報告の形式等について充分調査し、当該果と連
（二）調査の結果、調査の進捗状況、調査の成果等について政府の方針を決定した
（三）調査の結果、調査の進捗状況、調査の成果等について政府の方針を決定した
（四）調査の結果、調査の進捗状況、調査の成果等について政府の方針を決定した
（五）調査の結果、調査の進捗状況、調査の成果等について政府の方針を決定した
（六）調査の結果、調査の進捗状況、調査の成果等について政府の方針を決定した
（七）調査の結果、調査の進捗状況、調査の成果等について政府の方針を決定した
（八）調査の結果、調査の進捗状況、調査の成果等について政府の方針を決定した
（九）調査の結果、調査の進捗状況、調査の成果等について政府の方針を決定した
（十）調査の結果、調査の進捗状況、調査の成果等について政府の方針を決定した

寶樹堂

新編全勁位要訣約要圖

又的向不動產部

第一、契約業種選定

一、評價、檢討
土地、建物、
殘置物并共通

二、台帳。作成、整理、

三
我直物
一
一
一
日
詠
歌
集
備

以下、別添との
対照整理

五、契約の締結

六、契約履行の手續

第二、台帳目錄樣式並契約樣式

一、接收土地台帳樣式

二、接收建物台帳樣式

三、設置物件台帳樣式

四、殘星物件目錄表

土地變更契約書終式

六土地軌負溝契的書樣式

七、連物實價的書樣。

八錢五物汁實食醋契約書樣入

接收不動産契約要綱

一、契約業務区分

- (一) 評價の検討（地代、家賃、残置物件賃料、共通）
土地賃用料（地代、土地、建物使用料（家賃）残置物件使用料（残置物件）賃料）評價者の書類（本庁に於ては技術局企画部不動産評價課より廻送を受け）について評價方法及び内容を照会し、誤謬を發見した場合に再評價又は訂正方を要請し契約す（その内容並に金額の適正を期すること）
- (二) 台帳の作成整備（土地、建物、残置物件共通）
各台帳は契約書作成の根拠となること共に爾後の支払に遺漏のなき様にするため常に一列帳目提要網を編み残置物件目録参照整備して台帳の記号款項（各台帳様式参照）は次の通り
A 所有者の住所氏名、委任行為がある場合は代理人の住所氏名
B 契約目的物の表示

土地に在りては所在地、地目、坪数

建物に在りては所在地、敷地の坪数、建物の構造、棟数、建坪数

残置物件に在りては物件の所在

C 契約年月日、及同書號

D 契約金額、會同契約改訂の場合に改訂金額

E 評價番號

F 接收年月日及P.D内容並に番號

G 接收解除年月日及P.D番號接收解除通知書送付年月日

H 契約改訂事項同年月日

I 其の他必要事項

(三) 残置物件目録作成整備

残置物件目録は契約の目的物件として契約書に添付するものとしてあり、かつ目録の原本は契約の都度加除を行ひ常に整備し契約に遺漏なき様に努めること

目録の記載事項、残置物件目録様式参照）は次の通り

A 物件の置場

B、物件所有者の住所氏名

C、品名、数量、寸法、申告軍價査定軍價査定總額

D、一ヶ月の資料一ヶ月の賃料

E、其の他の必要事項

二、Dの内容との対照整理

接收、土地建物、残置物件の現状とDの内容が合致してゐるか否かを対照し（例へばDの接收年月日と契約の効力発生年月日或は建物接收により敷地の範囲等）接收の現実とDの内容が異なる場合はDの訂正方を軍政部へ要請しDは契約書に添付する為め契約締結に至るまで整理保管すること

三、契約の締結

（一）各台帳に基き契約書を作成して決裁を得る上契約書（様式参照）と一通作成し契約者の調印を取付け一 通を本人に交付し一通は交局契約部に保管する契約改訂の場合も同様である

契約上の認識事項は左の通りである

A、接收年月日の認識は原則としてDに依る

B、所有者の認識は土地建物の台帳謄本（稅務署発行）又は證明書に依る、残置物件については口頭で認識に依る（本庁は不動産部調査課の認識）

C、法人は、所代表者、認許登記謄本に依る

D、譲渡の認識は譲渡承諾書（支那發行）譲受渡書及登記謄本に依る

E、印鑑の認識は印鑑證明書に依る

F、其の他の認識は口頭で認識に依る

（六）契約後の手続

契約が締結されたとき地代家賃残置物件資料、又其の他の書類を經理閣係部課一本庁に於ては經理局經理課に迴送する

A、契約書

B、D又はDの添付

C、承認書類又は口頭

D、口頭資料又は口頭

E、口頭

No.

接收土地契約臺帳

物件
表示

所在地

所有者
住所氏名管理者
住所氏名

契約番號 調土契第 號

PROCUREMENT DEMAND.
DATE. NO.

評價番號 號

契約金額
一箇月
坪當
一箇月
總額

接收年月日 昭和 年 月 日

契約年月日 昭和 年 月 日

接收年月日 昭和 年 月 日

接收・解通年月日 昭和 年 月 日

PROCUREMENT RELEASE.
DATE. NO.

契約改訂事項

改訂年月日 昭和 年 月 日

評價番號 號

改訂金額
一箇月
坪當
一箇月
總額

備考

裏面白紙

物件ノ 表 - 示				PROCUREMENT DEMAND DATE NO.	
所在地					
敷地 面積					
接收					
構 造					
棟 數					
坪 數					
所有者 (管理者)				RELEASE DATE NO.	
住 所					
氏 名					
火 災 保險特約	有 無	接 收 區 別	一 部 接 收 全 部 接 收	US.NO.	
接收年月日		解除通知年月日			
契約年月日		契約解除年月日			
契約番號	特建契第	號	評價番號	契約金額	
契約改訂 事 項 及 年 月 日			評價番號 契約改訂 年 月 日	契約改 訂金額	
摘					
要					

月額賃料算定調書

所有者						建築年度		
所在地								
	種別構造	坪	敷	単價	金	額	月額賃料	摘要
							單價金額	
土地								
建								
物								
附帶								
工事								
保險料								
合計								
備								
考								

殘置物件

基本申告目錄

[illegible][illegible]

土地建物賃貸借契約書

特別調達庁契約局長

者

を乙として、

左の條項により土地建物（

土地に附屬する工作物を含む。以下同じ）の賃貸借契約を締結する。

第一條 甲は、連合軍に接收せられた乙所有に係る左の土地

及び建物と、その使用に供する爲賃借する。

一土地の表示

二建物の所在

三建物の構造及び棟数、建坪

第二條 本契約は、昭和 年 月 日より効力を発生し

本件賃借目的の終了迄とする。

第三條 建物賃借料は、月額金 圓とし、隔月毎に、乙の

請求によつて、甲は、その指定する場所においてこれを支

拂う。但し、壹箇月に満たない賃借料は、その月の使用日

数により日割計算とする。

第四條 甲は、連合軍の要求によつて、乙の同意を得ること

なく本件建物、工作物及びその附帶設備につき増築、改築、

改造、補修又は改装等とすこととができる。

第五條 前條の規定による増築、改築、改造、補修及び改装

等に要した経費は、國費を以て支辨するが、本契約終了の

際又は其の後日本政府の方針に基いて、甲乙協議の上、之

が負擔區分を定めるものとする。

第六條 本件土地建物に対する公租公課及び地代は、乙の負

擔とする。但し、残置物件賃借料及び瓦斯、電灯、電力、水

道諸使用料はこれを除く。

第七條 甲は、第四條の規定により増築、改築、改造、補修

及び改装等を爲した場合において、本契約終了の際、その

現状の寸、これを明渡を爲すものとする。但し、原形を喪

じ利用價值を著しく減じていると認められる場合は、原状回復に要する経費につき、日本政府の方針に基づいて甲乙協議の上決定する。

第八條 乙は、本契約存続中、甲の承諾なくして、本件土地、建物と第三者に譲渡し、又はその他物權の設定をするこ
とができない。甲の承諾を得て第三者に譲渡した場合にお
いて、乙は、本契約を譲受人に承継させなければならな
い。

第九條 第五條の規定は、本契約の基礎となつた東京都

と乙との建物賃貸借契約（
昭和 年 月 日附建築第 號）並に當該建物賃貸借改
訂契約（昭和 年 月 日附）により、既になされた事項
について適用あるものとする。
本契約を證する爲契約書貳通を作成して各壹通を保有する。

昭和 年 月 日

賃借人 特別調達廳契約局長
賃貸人

特土契第

號

土地賃貸借契約書

特別調達廳契約局長

を甲とし土地所有者

を乙として左の條項により土地の賃貸借契約を締結する

第一條 甲は連合軍に接收された乙所有に係る左の土地を其の使用に供するため賃借する

一、土地の表示

第二條 契約期間は昭和 年 月 日より本件賃借目的終了迄とする

第三條 借地料は坪當り壹箇月金 圓 錢とし原則としてこれを年貳期に分け期日終了後乙の請求によつて甲の指定する場所において支拂うものとする。但し壹箇月に満たない借地料は其の月の使用日數を以て日割計算する

支拂期日	支拂の賃借期間
九月三十日以後	自四月一日 至九月三十日 六箇月間
三月三十一日以後	自十月一日 至三月三十一日 六箇月間

第四條 甲は連合軍からの指令に基く時は乙の承諾を得る事なく本件土地につき形質の変更を
する事ができる

第五條 前條の規定による土地の形質の變更に要した費用は國費を以て支辨し本契約終了の際又
は其の後日本政府の方針に基き甲乙協議の上甲及び乙の負擔區分を定めるものとする

第六條 本件土地に對する公租公課は乙の負擔とする

第七條 甲は第四條の規定により土地の形質の變更をなした場合において本契約終了の際其の現狀のまゝ明渡しを爲すものとする 但し原形を變し利用價值を著しく減じていると認められる場合は原狀回復に要する經費の負擔については日本政府の方針に基き甲乙協議の上これを決定する

第八條 乙は本契約の存続中甲の承諾なくして本件土地を第三者に譲渡し又は其の他物權を設定することができない甲の承諾を得て第三者に譲渡した場合においては乙は本契約を譲受人として承繼せしめなければならない

第九條 第五條及び第七條の規定は本契約の基礎となつた東京都と乙との土地賃貸借契約（昭和 年 月 日付）により既になされた事項についても適用あるものとする

本契約を證する爲契約書貳通を作成し各壹通を保有する

昭和 年 月 日

賃借人 特別調達廳契約局長

賃貸人

特土契第

號

土地轉貸借契約書

特別調達廳約局長

を甲とし土地賃借人

を乙として左の條項により土地の轉貸借契約を締結する

第一條

甲は連合軍に接收された乙賃借に係る左の土地を其の使用に供する爲轉借する

一、土地の表示

第二條

契約期間は昭和

年 月

日より本件轉借目的終了迄とする

但し乙の

賃借期間満了の場合には本契約を解除する

第三條

轉借料は坪當り壹箇月金

圓

錢とし原則としてこれを年貳期に分け期間終了後

乙の請求により甲の指定する場所において支拂う 但し壹箇月に満たない轉借料は其の月の轉借日數により日割計算する

支拂期日	支拂の轉借期間
九月三十日以後	自四月一日 至九月三十日 六箇月間
三月三十一日以後	自十月一日 至三月三十一日 六箇月間

第四條

甲は連合軍からの指令に基く時は乙及び土地所有者の同意を得ることなく本件土地につき形質の變更をすることができる

第五條

前條の規定による土地の形質の變更に要した費用は國費を以て支辨し本契約終了の際又は其の後日本政府の方針に基いて甲乙及び土地所有者協議の上これが負擔區分を定めるものとする

第六條

本件土地に對する公租公課は乙又は所有者の負擔とする

第七條

甲は第四條の規定により土地の形質の變更を爲した場合においては本契約終了の際其の現状のまゝこれを明渡しをするものとする 但し原形を變じ利用價值を著しく減じていると認められる場合は原狀回復に要する經費の負擔については日本政府の方針に基き甲乙及所有

者が協議の上これを決定する

第八條 第五條及び第七條の規定は本契約の基礎となつた東京都と乙との土地轉賃借契約（昭和

年 月 日 付土契第 號）並びに當該土地轉賃借改訂契約（昭和 年

月 日付）により既になされた事項についても適用あるものとする

本契約を証する爲契約書貳通を作成し各壹通を保有する

昭和 年 月 日

轉借人 特別調達廳契約局長

賃借人

土地所有者同意書

本契約に同意し本契約存續中甲の承諾なくして本件土地を第三者に讓渡轉賃又は其の他物權の設定をすることはできない甲の承諾を得て第三者に讓渡又は轉賃した場合には土地所有者は本契約を讓受人又は轉借人をして承繼せしめなければならない

昭和 年 月 日

所有者

特約契第

號

物件賃貸借契約書

特別調達廳契約局長を

甲とし物件所有者

乙として左の條項により物件の賃貸借契約を締結する。

第一條 甲は連合軍に接收せられた乙所有に係る左の物件を其の使用に供する爲賃借する。

一、物件の所在

二、物件目録別紙の通り

第二條 契約期間は昭和

年 月

日より本件賃借目的の終了迄とする。

第三條 賃借料は月額金

圖とし左の區分により年六期に分ちその期間終了後甲は乙の請求により甲の指定する場所においてこれを支拂う。但し賃ヶ月に滿たざる賃借料は其の月の現日數により日割計算とする。

支拂期日	支拂すべき賃借期間
五月三十一日以後	自四月一日 至五月三十一日 貳箇月間
七月三十一日以後	自六月一日 至七月三十一日 貳箇月間
九月三十日以後	自八月一日 至九月三十日 貳箇月間
十一月三十日以後	自十月一日 至十一月三十日 貳箇月間
一月三十一日以後	自十二月一日 至一月三十一日 貳箇月間
三月三十一日以後	自二月一日 至三月三十一日 貳箇月間

第四條 甲は連合軍よりの指令に基き、乙の同意を得ることなく賃借物件について、形質の變更及び補修をなすことを得るものとする。

第五條 前條の規定による形質の變更及び補修に要したる經費は甲において支出するも本契約終了の際、政府の方針に基いて、甲は乙の意見を徴し甲及び乙の負擔區分を定むるものとする。

第六條 賃借物件に對する公租公課は、乙の負擔とする。

第七條 甲は第四條の規定により形質の變更及び補修を爲した場合に於ては本契約終了の際其の現狀に於て之が引渡しを爲すものとする。但し甲において必要があるときは現狀回復に要する經費は政府の方針に基いて甲乙協議の上負擔區分を定むるものとする。

なほ本契約終了の際目的物件に滅失あるときは、政府の方針に基いて、其の損害の一部又は全部を甲において負擔することがある。

第八條 乙は本契約の存続中、甲の承諾なくして賃借物件を第三者に譲渡、其の他物權の設定を爲すことができない。

乙は前項の承諾を得て、賃借物件を第三者に譲渡、其の他物權の設定を爲す場合は、本契約を譲受人に承継する責に任ずる。

本契約を證する爲契約書貳通を作成し各壹通を保有する。

昭和 年 月 日

賃借人 特別調達廳契約局長

賃貸人

不動産接收事務引継要綱

契約局不動産部

一、支局所在道府縣同席

従来各地方庁に於て執行されてゐた不動産接收関係業務は支局開設に伴ひ其の所在道府縣については今後支局に於て執行することゝし、一應のて速かに地方庁より次の要領により引継をなすこと

(一) 引継の時期

支局開設公報の日 即日現在とす

(二) 引継事務の概目

- 1. 入道駐軍接收土地、建物其の他補償事務関係
- 2. 全建物内残置物件の補償事務関係
- 3. 接收不動産の評価算定事務関係
- 4. 土地収買事務関係
- 5. 且つ他不動産接收に付一切の事務関係

三、引継書の内容及様式

人事移の概況

人事、現収、預金事項等を記載する等事務を把握し得るもの

二、財産引継

不動産接收関係表

(分) $P(D)$ 數は、新現契約の文字より正し合理的
(四) 定件數は、 $P(D)$ に基く實際契約の文字より件數
(三) 契約の文字件數は、 $P(D)$ 固有財產關係より

種別	一、土地	二、建物	三、物件數	四、正口數	五、物件數	六、計
件數						
契約件數						
契約金額						
契約金額合計						
評価消數						
未確認數						
評価消數						
未評価消數						

只
接收土地目錄

[illegible]

註
目錄と一
地台帳
本

前掲土地目録と同一様式とす

二 残置物件目録

所有者名	所在地	件数	計 年月日	金額	契約年月日	備考

ホ 移転補償目録

被補償者名	住所	計 年月日	金額	取決年月日	支払年月日	備考

（地上物件補償目録）
前掲移転補償目録と同一様式とす

ニ 経理収支概況

年度別	科目	計 金額	予算額	支出額	摘要

4. 各種契約書
5. 評議委員会記録
6. 各種台帳
7. 申告目録
8. 各種運送運送類
9. 其の他参考資料

(II)

北堂書

歌(三)

三季人叙

通社如平
投者道

道村縣外事務担當課長

引受者 又高長
全爭務取拔者

全

又高長
板者

父后役務不動產方長

(五)

作或書

火一通

通

本行報告用

用管

31

之兩所紅通村縣以外之區管轄區域內縣國所

(一)

支那所屬道府縣以外、その管轄區域内に在る各縣に於ける不動産接收

に準ひ調査業務及び接收不動産の補償契約に伴ひ評價契約締結移転補償、地二物件補償等の業務に従来通り当該縣知事に其の實施を委任

(-)

接收に伴ふ通常発生する營業権、地二収、施設収及び入会収等の補償

應に採収不能處の買上及其の解除に伴ふ各種補償についてハ政府の方
 針決定の後一で特殊なものも洋を文面に於て直接之を實施するに依り
 遂に合點せる案件につき並列條條より詳細に引継ぎ受けらるること

不動産接收事務引継要綱

契約局不動産部

一、支局所在通計縣同席

從來各地方片に於て執行されてゐた不動産接收同席業務は支局開設に伴ひ其の所在通計縣について今後支局に於て執行することゝなつたので遂に地方片より次の要領により引継をなすこと

(一) 引継の時期

支局開設公布の日 月日現在とす

(二) 引継事務の概目

1. 進駐軍接收土地、建物其の他補償事務関係
2. 全建物内残置物件の補償事務関係
3. 接收不動産の評價算定事務関係
4. 土地取得事務関係
5. 其の他不動産接收に伴ふ一切の事務関係

(三) 引継書内容不備式

人事務の概況

沿革、現状、往來事項等已記載せる事項を把握し得るもの

2. 財産引継引継

不動産接收要綱表

(1) $P(D)$ として新規契約を要する $P(D)$ 定額数
(2) 定件数として $P(D)$ に基く実働契約の要する件数
(3) 契約の定件数揃に以て固有財産額を定する

[illegible]

只
接收土地回籠

[illegible]

註
目録と目次
故台
龍騰
本
三

二、殘留物件目錄

[illegible]

亦
多
輕
補
償
回
銘

					被補償者名
					住 所
				年月日	評
				金額	西
				取決年月日	
				支払年月日	
					備考

（地上物件補償目錄）
前掲移転補償目錄と同一様式とす。

3. 經理狀況

		手定別
		料目
		行數
		手算額
		支出諸額
		摘要

- | | |
|----|---------|
| 4. | 各種契約書目 |
| 5. | 評價委員會記錄 |
| 6. | 各種台帳 |
| 7. | 申告目錄 |
| 8. | 各種通函通達類 |
| 9. | 其他參考資料 |

(四) 引継者

引継者 道府縣知事
全事務取扱者、道府縣涉外事務担当課長

引受者 支局長
全事務取扱者、支局役務不動産部長

(五) 作成数

内一通 三通
一通 引継者保管
一通 引受者保管
一通 本庁報告用

二、支局所任道府縣以外、支局管轄区域、内務省

(一) 支局所任道府縣以外、支局管轄区域、内務省に在る各縣に於ける不動産接收、に伴ふ調査連絡業務及び接收不動産の補償契約に伴ふ評價契約締結事務、転讓、他二物件補償等の業務は従来通り当該縣知事に其の實施を委

任業務の連絡、報告、請求等、取纏ひ提出に必要なる事務連絡をこころよくすること。

(二) 接收に伴ふ通常生かしの營業権、地二収、地収収又り入会収等の補償並に接收不動産の買上及其の解除に伴ふ各種補償について政府の方針決定を統一す。特殊なる不況を以て支局に於て直接之を實施するに依り、遂に急ぎせざる案件につき支局事務より詳細に引継を要すること。

不動産の接收並に之れに伴ふ諸般業務の措置

不動産接收関係業務について第一に支局所在道府県區域内に於ける一切の業務を支局が直接之れを実施すること、第二に支局の管轄區域内にあり各府縣に於ける不動産接收に伴ふ通常の業務は従来のCEROとの関係同様特別調達庁總裁から當該府縣知事に其の業務実施を委任し支局は本庁の方針に基づき其の連絡統制をけること。

以上の二つの基本方針を一應決定したしたので左様御會々の上支局業務を運営願ひたいのである。

第一の方針により支局が直接実施する支局所在府縣内の業務の開始に就ては十月十五日以降に發せられる新規の不動産調達要求Pの處理並不動産接收に伴ふ各種業務は一切本庁の方針に依つて支局に於いて處理して載きたい。更に明年一月一日よりは新規要求のみならず従来当該道府縣に於いて実施せ

られてゐる不動産接收業務は悉く支局の實施業務とする予定の下に、御手元に配付した不動産部資料第三不動産接收事務引継要綱の一を参照せられて萬遺憾のない様道府縣との連絡手配を願ひたい。

支局に於いて実施願ひ業務について詳細を不動産部資料第一、不動産接收業務要綱並資料第二接收不動産賃貸借契約要綱に一応記述して御手元に配布してあるので御研究願ひたい。何れ部課長連絡會等の機會に所管部課長から内容の御説明を詳細いたす予定であるから御示し置き願ひたいと思ふ。

方針第一については以上の様に支局が業務を実施するのであるが従来からの関係及び支局の陣容等が考へてみると將來共に当該府縣知事の協力を得なければ業務の完遂は期し得られないのである。具体的に協力を依頼する必要のある事項を述べるをれば

- 一、接收不動産の具体的調査及接收行為に關する協力。
- 二、被接收借移転先の調査、斡旋に對する協力。

三、不動産評価の技術的協力

等、此の如き事、其の協力の点について、各地元に於いて充分円滑協調を期せられたいのである。

次に第二の基本方針である。支局の管轄区域内にある支局所在地以外の各縣に於ける委任業務について、資料第三、不動産接收事務引継要綱の二に於いて示してあるのであるが、総裁より委任する業務は

一、不動産接收に伴ふ調査、連絡、斡旋

二、接收不動産の確認評價

三、接收不動産の賃貸借契約の締結

四、不動産接收に伴ふ移転補償、地上物件補償

五、不動産接收解除に伴ふ既定事項の處理

等であつて、支局はこれらの委任業務について、支局管轄区域内の業務調査、報告等の統轄、本庁との連絡を願ふたい。

次に管轄区域内支局所在地以外の各縣について、支局に於いて直接実施を要する業務として、将来政府の方針決定に依り當然處理を要する問題であつて、

一、接收に伴ふ通常生ずべき營業權、地上權、地役權又は入會權の補償

二、接收不動産の買上

三、接收解除に伴つて生ずる補償

等である。

これらについては地方によつて、既に問題の発生してゐると、あるものと察せられるのであるが、現在迄に調査が極めて不充分な状態であつて、これに於いても不確実、其の調査報告を依頼してゐるのであるが、未だ充分でない。将来政府が基本方針を審議決定するに當つても、これが實體調査を必要とする關係上、支局はこれらに關しては、直轄の業務として所轄地方庁と充分連絡の上、既に發生せる案件については、関係縣、市、町、村、支局、関係の

發生事項については確實なる調査をして実体を記録整理願ひたい。

以上不動産接收業務の基幹となる方針並指示を附上げたのでありが、この詳細について目前に述べたやうに不動産部資料三冊について御研究の上萬金の御措置をお願ひする。

以
上

不動産部業務処理状況 (PD)

日 月 日
至 月 日

不動産部

種別	内容	交付数	要契約数		契約不成立	要送数		要確認数		要評価数			摘要
			契約済	未契約		送済	未送	確認済	未確認	評価済	評価中	評価未済	
1	1	1											
	2	2											
2	3	3											
	4	4											
3	5	5											
	6	6											
4	7	7											
	8	8											
5	9	9											
	10	10											
6	11	11											
	12	12											
7	13	13											
	14	14											
8	15	15											
	16	16											
9	17	17											
	18	18											
10	19	19											
	20	20											
11	21	21											
	22	22											
12	23	23											
	24	24											
13	25	25											
	26	26											
14	27	27											
	28	28											
15	29	29											
	30	30											
16	31	31											
	32	32											
17	33	33											
	34	34											
18	35	35											
	36	36											
19	37	37											
	38	38											
20	39	39											
	40	40											
21	41	41											
	42	42											
22	43	43											
	44	44											
23	45	45											
	46	46											
24	47	47											
	48	48											
25	49	49											
	50	50											
26	51	51											
	52	52											
27	53	53											
	54	54											
28	55	55											
	56	56											
29	57	57											
	58	58											
30	59	59											
	60	60											
31	61	61											
	62	62											
32	63	63											
	64	64											
33	65	65											
	66	66											
34	67	67											
	68	68											
35	69	69											
	70	70											
36	71	71											
	72	72											
37	73	73											
	74	74											
38	75	75											
	76	76											
39	77	77											
	78	78											
40	79	79											
	80	80											
41	81	81											
	82	82											
42	83	83											
	84	84											
43	85	85											
	86	86											
44	87	87											
	88	88											
45	89	89											
	90	90											
46	91	91											
	92	92											
47	93	93											
	94	94											
48	95	95											
	96	96											
49	97	97											
	98	98											
50	99	99											
	100	100											

種別	内容	交付数	要送数	
			送済	未送
1	1	1		
	2	2		
2	3	3		
	4	4		
3	5	5		
	6	6		
4	7	7		
	8	8		
5	9	9		
	10	10		
6	11	11		
	12	12		
7	13	13		
	14	14		
8	15	15		
	16	16		
9	17	17		
	18	18		
10	19	19		
	20	20		
11	21	21		
	22	22		
12	23	23		
	24	24		
13	25	25		
	26	26		
14	27	27		
	28	28		
15	29	29		
	30	30		
16	31	31		
	32	32		
17	33	33		
	34	34		
18	35	35		
	36	36		
19	37	37		
	38	38		
20	39	39		
	40	40		
21	41	41		
	42	42		
22	43	43		
	44	44		
23	45	45		
	46	46		
24	47	47		
	48	48		
25	49	49		
	50	50		
26	51	51		
	52	52		
27	53	53		
	54	54		
28	55	55		
	56	56		
29	57	57		
	58	58		
30	59	59		
	60	60		
31	61	61		
	62	62		
32	63	63		
	64	64		
33	65	65		
	66	66		
34	67	67		
	68	68		
35	69	69		
	70	70		
36	71	71		
	72	72		
37	73	73		
	74	74		
38	75	75		
	76	76		
39	77	77		
	78	78		
40	79	79		
	80	80		
41	81	81		
	82	82		
42	83	83		
	84	84		
43	85	85		
	86	86		
44	87	87		
	88	88		
45	89	89		
	90	90		
46	91	91		
	92	92		
47	93	93		
	94	94		
48	95	95		
	96	96		
49	97	97		
	98	98		
50	99	99		
	100	100		

案起		昭和	年	月	日	決裁済		昭和	年	月	日	完結	昭和	年	月	日
需契第	號	調														
契約局長																
次長																
需品部長																
需品契約課長																
需品入札課長																
經理局長																
司計課長																
經理課長																
豫算課長																
物品購買並に隨意契約決定の件																
右購買註文書を別紙の通り決定してよいか。なお本件は豫算決算及び會計																
特別調達應																
令臨時特例第五條第一項第六號に該當するから隨意契約によつて購買す																
ることとし、當業者中適當と認められる																
より便宜豫め見積書を徴し、これを調査したところ、其の金額																
也は相當と認められるので、同																
と別紙により契約を締結することとし其の旨同																
に通知致したい。																
支出科目																
(款)																
(項)																
(目)																
契約																
昭和																
年																
月																
日																
始期																
昭和																
年																
月																
日																
終期																
昭和																
年																
月																
日																

契 需 第 號

昭 和 年 月 日

註件品數事	文	先名名量項
-------	---	-------

購買)

特別調達廳契約局
需品部需品入札課

- (1) 註文ヲ受ケタル數量ニ對シテハ毎週ノ生産高ノ翌週ノ木曜日迄ニ必ズ當課ニ到着スル様報告ノコト
- (2) 包裝ノ外表ニ必ズ品目、番號等ヲ表示スルコト
- (3) 「キオーターマスター」扱品目ノ製品ニハU.S.A. Q.M.C.ノ記號ヲ附スルコト
- (4) 見本品ニテ決定セルモノハ見本品通ノモノタルコト
- (5) 第八軍承認ノ見本通リタルコト
- (6) 毎月二回納入像定表(MGP32)ヲ提出スベシ
- (7) 生産指示書番號
- (8) 見本承認取付済、見本承認申請中
- (9) 持込渡、工場渡(要輸送代行者)
- (10) 本注文書發行後一週間以内ニ當部需品契約課ト正式契約締結ノコト

明 細 書

商工省22年度 4期割當ノ分

(22, 12, 100×100 カタチヨウ印刷印等)

裏面白紙

(様式)

見 積 書

⑤(在)⑥(敷)とに区分し見積のニト

(註文番 発券 第 号)

件 名

金

内 訳

名 稱	品 質 形 状	単位	数 量	単 價	金 額	備 考
-----	---------	----	-----	-----	-----	-----

右の通りに候也

昭和 年 月 日

住 所 氏 名

契約担任者、特別調達業務契約局長伊藤 清 殿
契約担任官、戦災復興院特別建設局業務部総務課長

註一、各通共ニ通提出のニト(戦災復興院宛書類)

註二、各通共ニ通提出のニト(特別調達業務宛書類)

註三、備考欄に債名の種別(例、は何年何月何日物價騰貴天第何號製造業者統制額
何年何月何日物價騰貴價格申請中等)を記載するニト、
單價の承認書(官報に掲載されるもの是不要)並諸掛費内容明細書添付のニト。

印
紙

物品供給契約書

契約番號 需契第 號

納入期限 昭和 年 月 日

件 名

一金

契約代金 (別紙内譯書の通り)

右物品を前記金額を以て

より供給するにつき特別調達

廳契約局長 伊 藤 清 を甲とし

を乙として次の條項により契約を締結する。

第一條 物品の種類構造寸法等は、別紙註文書により、其の他は、甲の指示に従う。

第二條 乙が、右の物品を甲の指定した場所に持込んだ時は、直に納品書を、甲又は甲の指定した者に提出し、甲の任命した検査員又は連合軍領收官の検査を受けなければならぬ。但し、甲が物品検査上乙の立會を必要と認めたときは、甲は、其の日時及び場所を指定して乙の立會を求むることがある。

前項の立會を求められた乙が、立會をなさないときは、甲は乙の缺席のまま其の検査をすることができる。

第三條 乙は、持込物品並に納品書に、必ず註文書記載の品目番號並に出荷工場名を適當な方法で表示しなければならぬ、若し、表示しないときは、甲は第十三條第二項の例にならひ違約金を徴収することがある。

第四條 物品持込及び検査場への運搬等に要した一切の費用並に検査によつて變質變形消耗したものは、すべて乙の負擔とする。

第五條 物品の所有權は、甲が第二條による検査の結果合格品と認めたとき、乙から甲に移るものとする。

前項の所有權移轉前に生じた物品の亡失毀損等は、すべて乙の負擔とする。但し、それが甲の重大な過失に基くときは此の限でない。

又物品の性質上必要な容器外包等は特別な定がない限り甲の所得とする。

第六條 契約保證金はこれを免除する。

第七條 第二條の検査の結果不合格の物品に付ては、乙は本契約の期間内又は甲の指定する期間内にこれを引換へ、更に第二條の手續をしなければならぬ。

第八條 乙は、本契約に明記してない事項でも、物品供給上甲の指示に従う慣行がある事項については甲の指示に従はなければならない。

第九條 代金は物品の検査を了してから、乙の請求によつて支拂うこととする。

第十條 納入物品の物品税又は公定價格等が改定となつたときは、甲の承認した場合に限り、本契約金額を更改することがある。

第十一條 乙が、天災其の他眞に止むを得ない原因の爲に、本契約に定めた期限内に物品の納入をなすことができないときは、甲は乙の申請により相當の期間延長を承認する。

第十二條 乙が契約期間内又は前條による期間内に完納ができなかつた場合は、甲は、遅延日數一日について納入未済物品の價格に對する千分の二に相當する金額を、遅延賠償金として乙から徴収する。但し、天災其の他眞に止むを得ない原因があつた場合は此の限りでない。

第十三條 左の各號の一に該當するときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することがある。

一、特別の事由なく期限内に契約物品の持込を完了しないとき。

二、乙が甲に對して解約を申出たとき。

三、本契約の履行に關して乙又は其の代理人（下請人は代理人と看做す）若くは使用人等に不正の行爲があるとき。

四、物品納入後納入前の瑕疵に基く不適格品を發見したとき。

五、甲において、乙が期限内に本契約を履行することができないと認めたとき。

六、乙が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若くは居所不明となつたとき。

七、甲の都合により解約の要を生じたとき。

前項第一號乃至第五號の場合においては、甲は、違約金として契約金額又は契約解除に相當する金額の百分の十に相當する金額を乙から徴收する。

但し、第一號乃至第二號の場合において、甲が乙の責に歸することができない事由を認めたとき、及び徴收金額が壹圓未満であるときは徴收しない。

第十四條 前條の違約金並に第十二條の遅延賠償金は甲から乙に支拂う代金と相殺することができる。

第十五條 本契約書に定めてない事項については、其の都度、甲乙協議してこれを定める。

右契約の證として本證書貳通を作り、甲乙記名捺印の上各自壹通を保管する。

昭和 年 月 日

契約擔任者

物品供給者

印
紙

賣 買 契 約 書

契約番號 需契第

號

納入期限 昭和

年

月

日

件 名

一金

契約代金 (別紙内譯書の通り)

右物品賣買に關し特別調達廳契約局長 伊藤 清 (以下甲という)と

(以下乙という)との間に次の條項により契約を締結する

第一條 物品の種類構造寸法等は別紙註文書により、其他は甲の指示に従うこと。

第二條 乙が右の物品を甲の指定した場所に持込んだ時は、直に納品書を甲又は甲の指定した者に提出し、政府の任命した検査員又は連合軍受領擔當官の検査を受けなければならぬ。

第三條 前條の検査の結果不合格の物品に付ては、乙は本契約の期間内又は甲の指定する期間内にこれを引換へ、更に第二條の手續をしなければならない。

第四條 第二條による持込前に生じた物品の亡失毀損は、すべて乙の負擔とする。但しそれが甲の過失に基くときはこの限りでない。

第五條 乙が物品代金を甲に請求するときは、検査員の發行した物品検査調書又は連合軍受領擔當官より交付を受けた調達受領書を添附した所定の請求書を甲に提出しなければならない。

第六條 契約保證金はこれを免除する。

第七條 納入物品にはその外装に註文書記載の品目番號、品名、納入者名を表示するものとし、其他賣買に關する商慣習には一切従ふことを要する。

第八條 納入物品に對する物品税又は公定價格等が改定となつたときは甲の承認した場合に限り本契約金額を更改することができる。

第九條 乙が天災其他眞にやむを得ない原因の爲に本契約に定めた期限内に物品の納入を完了できなかったときは、甲は乙の申請により調査の上納期延期を承認するが、若し乙の怠慢によることが明瞭な場合は甲は遅延賠償金として遅延日數一日につき納入未済價格の千分の二に相當する金額を乙から徴收する。

第十條 本契約書に記載してない事項については必要の都度、甲乙協議の上これを決定する。

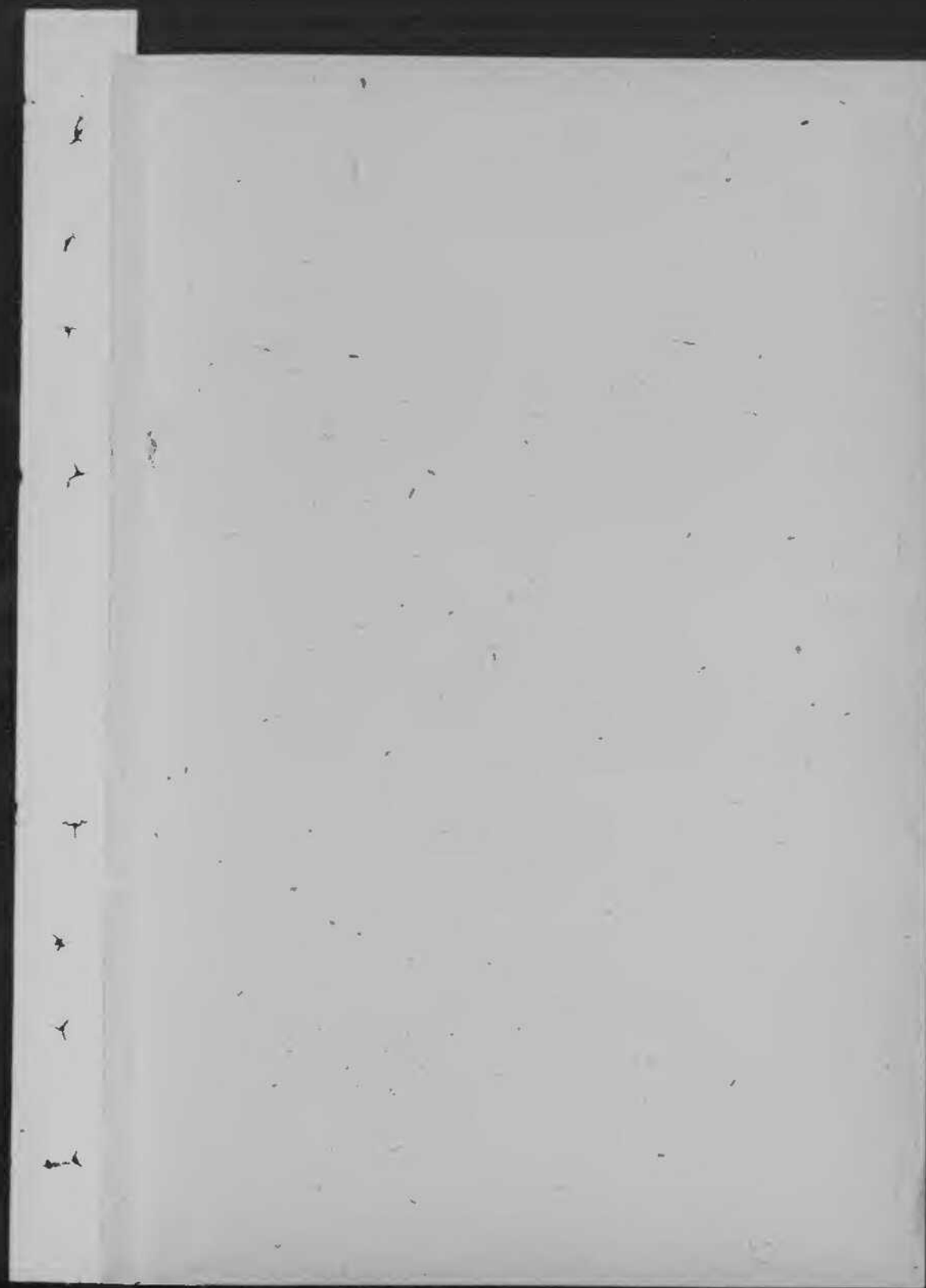
右契約の證として本書二通を作り甲乙記名捺印の上各自一通を保管する。

昭和 年 月 日

甲 特別調達廳

契約局長

乙



裏面白紙

印紙

請書

契約番號 需契第 號

件名

一金

(別紙内譯書の通り)

右の金額を以て左記條件承諾の上物品の供給を御請いたします

記

註文書記載の諸條件を堅く守り萬一契約不履行の際は相當の御處分あるも聊か異存ないこと

昭和 年 月 日

供給人住所

氏名

契約擔任者

特別調達廳契約局長伊藤清殿

一式四

知不足齋叢書

牛

六初興約頁

少壯人

六水初集

件で三〇五

特出

浙江
工
月

生新石性所

氏
子

時訓編卷

吳興
伍係

當家

2

唱
經
內
聲

[illegible]

欽定四庫全書

ぬいては石馬氏の律じ、
お別入する一と。

要天に依る時合字を以て、（一）を以て二例する。

湘北の丁るこ

様式(五)

昭和 年 月 日

申請人住所

氏 名 印

特別調査課

契約局長 伊藤 清殿

納入期日延期申請書

件名 (番 號)

省は昭和 年 月 日契約を承り其の後納入にあつた努力を致し
た次第であるが左記事由に依り納入期限である昭和 年 月 日迄
に完納することは到底不可能となつたので事情御諒察の上納期を未だ昭和 年 月
日迄何れの日間延期方御承認願いたく契約書第凡条により申請致します。

記

事
由

註一 事由は貸付入手難、休業、工賃入失等の不足、其の他の事情に依り納入が遅延してある
事情となるべく具体的に記述すること。

二 申請月日は契約した納期、最終日減は其以前とする。

三 契約月日は契約書に依る。

四 延期月日は極力短絡に努めること。

五 正五通延出を要する。

用延期の場合月別に延期した事実等に関連性をもたせる様に文章を
斯様すること。

番 號	年 度	費 目	款	項	目
契 約 名 稱					
納 入 場 所					
契 約 者 氏 名	住 所 氏 名		保 證 人 氏 名		
契 金 約 額	円				円
契 年 月 日	年 月 日	期 間	決 裁 年 月 日	期 間	改 終 期
始 期	年 月 日	1	年 月 日	日 間	年 月 日
終 期	年 月 日	2	年 月 日	日 間	年 月 日
完 納	年 月 日	3	年 月 日	日 間	年 月 日
回 次	支 拂 金 額	支 拂 金 額 計	数 量	檢 査 官 氏 名	支 拂 金 額 計
1	円	円		年 月 日	年 月 日
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

裏面白紙

SIF FORM 4
(Dec 47)

SERVICE COMPANIES
QUALIFICATION STATEMENT

Date

197

1. Name of company (English)

2. Name of company (Romanji)

2a. Former name of company (English)

2b. Former name of company (Romanji)

3. Address and phone number of head office

4. Address and phone number Tokyo-Kyoto branch office

5a. Nature of company's business (English)

5b. (Japanese)

6. Date company was established

7. What types of services is usually rendered (English) (and to whom)

7a. (Japanese)

8. Is company affiliated with other companies or organizations: Yes or No
(If yes, explain) (English)

(Japanese)

9. Is company a member of any trade association Yes or No

10. If yes, what association?

11. Show average monthly payroll for each group of employees

(Do not include employees of subcontractors, branch companies (etc.))

	Male		Female		Total	
	Number Employed	Average wage	Number Employed	Average wage	No. employed	Ave. wage
1. Officers of co.						
2. Professional						
3. Clerical						
4. Skilled						
5. Semi-skilled						
6. Laborers, etc.						

12. How much labor is available to the company thru labor pools, sub-contractors (English) Total

(Japanese)

13. List responsible officers of company

Name and address	Position	Aggregate No. of years as officer of company

14. List labor organizations represented in your plant (English)

- 1.
- 2.
- 3.

(Japanese)

15. List all major service items performed during the last five years

(Japanese)

18. Type of firm (Corporation, partnership, privately owned)

(Japanese)

19. Capitalization in yen

a. Gross ¥

b. Paid up ¥

(Japanese)

20. Total current assets

¥

Total current liabilities

¥

(Japanese)

21. Total fixed or long term liabilities ¥

Total net worth

¥

(Japanese)

22. Total foreign assets ¥

Total liabilities to foreign
creditors ¥

(Japanese)

23. Does the govt. or any agency thereof pay subsidies, give tax refunds,
or make loans to the company. Explain below.

(Japanese)

24. If available, attach a copy of the company's latest financial statement.

25. Is reporting company a restricted concern under SC.F memorandum to the
Japanese Government (J.G. 104 8 Oct. 45) and all ensuing SC.F memoranda
to restricted concerns.

Yes or no

(Japanese)

26. Is reporting company a special accounting company under emergency
measure for reconstruction of enterprise?

Yes or no

(Japanese)

18. Type of firm (Corporation, partnership, privately owned)

(Japanese)

19. Capitalization in yen

a. Gross ¥

b. Paid up ¥

(Japanese)

20. Total current assets
¥

Total current liabilities
¥

(Japanese)

21. Total fixed or long term liabilities ¥

Total net worth
¥

(Japanese)

22. Total foreign assets ¥

Total liabilities to foreign
creditors ¥

(Japanese)

23. Does the govt. or any agency thereof pay subsidies, give tax refunds,
or make loans to the company. Explain below.

(Japanese)

24. If available, attach a copy of the company's latest financial statement.

25. Is reporting company a restricted concern under SCAP memorandum to the
Japanese Government (L.G. 104 8 Oct. 45) and all ensuing SCAP memoranda
to restricted concerns.

Yes or no

(Japanese)

Is the company a special accounting company under emergency

27. List of share holders holding 1% or more of capital stock of company

(Japanese)

Name and Address	Number of Shares held	Percentage of Total shares issued

28. List companies in which reporting company holds 10% or more of total issued stock

(Japanese)

Name and address of company	Number of Shares held	Percentage of Total shares held

I _____, _____, certify that
Title
the above information is complete and correct. I am aware that fraudulent
or erroneous statements included in the above statement is punishable by law
as treason against the Occupation Force.

Signed _____

裏面白紙